

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成27年11月30日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
日程第6	議案第78号 岩出市税条例の一部改正について
日程第7	議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
日程第8	議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第9	議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
日程第10	議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第11	議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第88号 市道路線の認定について
日程第17	議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第18	議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第21 議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

開会

(9 時30分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第77号から議案第88号までの議案12件につきましては、提案理由の説明、議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、増田浩二議員及び尾和弘一議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの18日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案12件と報告1件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査をいたしました平成26年度決算関係議案7件の審査報告書が、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは、配付のとおりであ

ります。

次に、平成27年第3回定例会から平成27年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成27年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成27年11月2日月曜日、有田市で平成27年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

総会に先立ちまして、早和果樹園の視察を行いました。引き続いて、有田市の橘屋で第2回総会が開催されました。主な内容は、新任正副議長の紹介では、有田市の正副議長の紹介、会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催地である有田市議会議長の挨拶と有田市長の歓迎の挨拶、引き続いて、有田市議会議長の進行で、平成27年7月31日から平成27年11月1日までの会務報告、平成28年度議長会関係次期役員として、全国市議会議長会全国委員及び全国市議会議長会議員共済会代議員候補市の推薦、各種協議会次期役員として、自治体病院経営都市議会協議会、石油基地防災対策都市議会協議会及び全国高速自動車市議会協議会の次期役員候補市の推薦を行いました。

最後に、次期総会開催市と期日等について協議を行い、次期総会の開催につきましては、和歌山市で平成28年1月29日金曜日に開催することを決定し、平成27年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長から行政報告をお願いします。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成27年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

これより、本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告をさせていただきます。

初めに、紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会についてであります。全国から多くの選手、監督を初め関係者の皆様方のご参加をいただき、盛会裏に終了することができました。

本市においては、国体で3競技、大会で2競技が行われ、特に事故もなく、いずれの会場も熱気に包まれ、参加された全ての方々の思い出に残るすばらしい大会になったと思います。

また、花いっぱい運動、クリーンアップ運動、運営ボランティア等、多くの市民の皆様方にご協力をいただき、当初の目的でありました岩出市としての「おもてなしの心」を表現できたと思います。

議員の皆様方におかれましても、ご協力ありがとうございました。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日を人権週間と定めており、和歌山県でも、この週間を含む11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間として提唱し、11月の同和運動推進月間とあわせて各種の取り組みが行われます。

岩出市では、人権啓発推進委員や人権擁護委員の協力のもと、JR岩出駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、公民館などへののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、文化祭での人権啓発ポスター展、11月14日には「人権を考えるつどい」を開催するなど、住民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後も「すべての人の人権が尊重され、心安らかに住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、道路事業についてであります。クリーンセンターや火葬場へ進入する新設道路として整備を進めております市道押川根来線は、平成25年度から工事に着手し、平成27年9月末までに全線の工事を発注しております。事業箇所は、山間部であり難工事が続いておりますが、平成28年3月末の全線完了に向け、努力してまいります。

次に、教育関係についてであります。12月8日に和歌山県学習到達度調査が実施されます。この調査は、県教育委員会が、小学4年生から6年生、中学1年2年生を対象に実施するものです。

市教育委員会では、４月に実施された全国学力・学習状況調査、岩出市学力テストとあわせて、児童生徒の学力を早期の段階から把握し、学習状況の検証を行い、各学校に改善ポイントを指導してまいります。

今後も、これら年２回の調査結果を活用し、各学校において明らかになった課題を解決すべく取り組むとともに、岩出図書館と連携した読書活動の推進を通して読解力の向上など、より実効性のある学力向上対策を実施してまいります。

次に、第10回記念岩出市民運動会、第10回岩出市文化祭についてであります、市民運動会は、10月12日「体育の日」に開催し、多くの方に参加をいただき、楽しんでいただきました。

また、当日はアマチュアスポーツにおいて、国際大会で優勝をされた１名の方に岩出市スポーツ栄光賞を、全国大会で優秀な成績をおさめられた２名の方に岩出市スポーツ優秀賞を、和歌山県中学校総合体育大会などで優勝された岩出中学校の水泳部、陸上部、岩出第二中学校の水泳部、柔道部、卓球部、バドミントン部、陸上部の団体・個人の方に、岩出スポーツ奨励賞の表彰をそれぞれ行いました。

また、文化祭は、10月31日、11月１日の両日、「未来へつなごう ふるさとの文化」をテーマに開催し、多くの方にご来場いただき、盛会に開催できました。

なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、永年にわたり社会福祉の増進、消防団活動、生涯学習の推進等、本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な17名の方々が、ふるさと賞を受賞されました。

いずれの催しも議員各位を初め多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと、厚くお礼を申し上げます。

次に、成人式についてであります、平成28年１月11日の成人の日に、新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的として開催いたします。今回の対象者は、平成７年４月２日から平成８年４月１日生まれの方、673人です。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

○井神議長　これで、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させてい

たきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

日程第16 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第5 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件から日程第16 議案第88号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、条例案件が新規制定で2件、一部改正で4件、平成27年度の一般会計を初めとする補正予算の案件が5件、市道路線の認定に関する案件が1件の計12件であります。

まず初めに、条例案件についてご説明いたします。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第78号 岩出市税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてと、議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてであります。地域再生法の一部改正により地方活力向上地域が定められたことに伴い、地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例措置に関し、必要な事項を定めるものであります。



次に、議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、他の法律による給付との調整に関し、所要の改正をするものであります。

続いて、平成27年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に5億797万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を160億8,136万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、事業の補助採択に伴う国県支出金の事業財源のほか、各特別会計繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについて補正するものであります。

一方、歳出では、後期高齢者医療特別会計繰出金のほか生活保護扶助費、クリーンセンター運転管理等業務委託料、体育施設に係る工事請負費、繰上償還による公債費、基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に397万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を64億3,084万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では前年度繰越金について、歳出では一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に1億889万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億132万1,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金のほか前年度繰越金などについて、歳出では、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金のほか平成26年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金、介護給付費準備基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に3,180万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を6億8,334万9,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金のほか一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に268万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億9,214万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では前年度繰越金について、歳出では事業費における委託料と工事請負費のほか一般会計繰出金について補正するものであります。

最後に、議案第88号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等14路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○井神議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第17 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第23 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第17 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第23 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員長、宮本要代議員。

演壇でお願いします。

○宮本議員 決算審査特別委員会の報告をいたします。

9月4日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成26年度決算関係議案7件でありました。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

当委員会は、9月14日月曜日、本会議終了後の午前10時30分から平成26年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲につきましては、議会から当委員会に権限を委任されていることから、当委員会で検閲することを決定し、各部門の審査の前、10月13日火曜日、午前9時30分から正午まで総務

部門、14日水曜日、午前9時30分から正午まで文教部門、15日木曜日、午前9時30分から正午まで厚生部門、16日金曜日、午前9時30分から正午まで建設部門の検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、10月13日火曜日、午後1時15分から一般会計の総務部門の質疑、14日水曜日、午後1時15分から一般会計の文教部門と議会部門の質疑、15日木曜日、午後1時15分から一般会計の厚生部門と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上3件の特別会計に対する質疑、16日金曜日、午後1時15分から一般会計の建設部門と下水道事業特別会計、墓園事業特別会計、以上2件の特別会計と水道事業会計に対する質疑を行いました。

決算議案7件に対する質疑終了後、討論、採決を行いました。

議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第59号から第62号までの4議案は、賛成者多数により認定、議案第65号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上2議案については全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会における付託議案7件に対する審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案

第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上議案2件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案2件に対する討論を終結いたします。

議案第63号と議案第64号の議案2件を一括して採決いたします。

この議案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号と議案第64号の議案2件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 26年度一般会計決算に反対の立場で討論を行います。

26年度決算を見る上で、国政上の動向を踏まえた社会経済情勢の分析、岩出市の現状と特性がどうなのか、住民の要望と要求はどう改善されたのか。第2次長期基本構想を受けての岩出市の基本的な計画と取り組み面がどうだったのかなども問われています。

国における構造改革路線、新自由主義路線によって大企業奉仕、大金持ち優遇の施策推進の一方で、年金や医療を初めとする社会保障制度の切り下げや貧困と格差拡大が進み、高齢者、労働者、中小業者などあらゆる層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出すことができない状況となっています。

このような状況のもと、市民生活を守る自治体本来の役割を果たさなければなりません。今年度事業の中には防災マニュアルの作成や公民館での福祉避難所対策、学力向上に向けての取り組み事業、市道改修などを含めて、市民生活関連なども計上されています。

しかしながら、市民の暮らし応援、福祉の向上、地元企業の育成支援を初め、岩出市の最大の特徴である子育て面に対する支援策などの点では、住民の願いに十分応えられていない決算だと考えます。

県下一若い自治体である岩出市において、小中学校における大規模化の解消は、長期にわたる岩出市特有の状況であり、改善が求められながらも、今年度においても抜本的な解決を図らず、生徒の減少を待ち続けるという極めて消極的な姿勢があります。

また、小中学校への冷暖房についても、学習環境の改善に向けての取り組みを行おうとしない状況が続けられてきています。他の自治体が、子育て環境の改善へと子ども医療費無料化制度の拡充を進め、改善を図ってきているのに対し、27年度に改善が図られたとはいえ、26年度時点では、子ども医療費制度の改善はされていませんでした。

ごみの減量化では、岩出市では平成24年7月から可燃ごみの有料化が開始され、ごみ減量化のためには、ごみ有料化が必要とし実施されてきました。市のごみ減量化計画は、平成12年の1人当たりの1日ごみ排出量917グラムから、平成32年には目標排出量を688グラムにする計画です。ごみ有料化後の排出量は、平成24年には906グラムであったが、平成25年は955グラム、平成26年度では965グラムと増加をしてきており、ごみの有料化さえすればごみは住民が減らすという市の言い分は成り立っていない現状があらわれてきており、資源化などのリサイクル対策、企業系ごみに対する減量化対策など、十分な対応がとられたとは言いがたい点があると考えます。

福祉タクシー券制度でも利用者の利便性向上における制度の改善が求められる中、今年度も改善がされてきていません。福祉施策、障害者施策で市民生活を守る市独自制度は、市民の声に応えたとは言えない点があると思います。

市民への行政サービスに取り組む職員体制面では、年休取得率がわずか3.7%という部署もあり、健康を阻害しかねない状況ではないかと思われる部署も多々存在します。5万3,000人市民の要望に応えられる職員体制への改善、少数精鋭で事業に取り組むと言いますが、交代要員や事業の改善を図る必要性があるのではないかと考えます。

経済の活性化面では、市民生活の活性化、地域の仕事おこし、税収の向上施策として全国各地で住宅リフォーム制度が取り入れられる中、岩出市は、経済の活性化、施策面でも市民の期待に応えていないと考えます。

資金面では、平成26年度において、各種基金では52億円あります。市民の願いや要望がありながら改善策が図られない、取り組まれないものが多々あり、市民に夢や生きる希望を与えるものとはなっていないと考えます。

よって、この決算には反対といたします。

○井神議長　ほかに討論ありませんか。

吉本勸曜議員。

○吉本議員　議案第59号　平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、賛

成の立場で討論させていただきます。

決算書によりますと、岩出市の財政状況は、収入の中心である市税の調定額は昨年度よりも減少しており、まだまだ厳しい状況にあると思われます。しかし、市執行部は、徴収率の向上により市税の収入済額を増加させておられます。

また、国県支出金や基金の活用を図ることにより、財源の確保に努める一方、不足する財源を安易な借りに頼ることなく、必要最低限の起債のみにすることにより後年度負担の軽減にも努められています。

歳出面では、緊急性、必要性をもとに、着実に事業を進められ、住民福祉のための各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、安全性向上のための防災対策事業、よりよい教育環境のための諸施策が、限られた財源の中、行政需要への的確な対応が見受けられます。

以上述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第59号 平成26年度一般会計決算認定について、反対討論を行います。

平成26年度決算に対して反対をする理由について、私は、予算案の議案審議の際、数点にわたり指摘し、改善するように求めてきました。しかし、行政の取り組みは改善しているとは言えません。決算は、岩出市が行ってきた各種事業の総まとめであります。予算と決算は全ての施策をあらわしており、効率的に遂行されたのか、公平・公正に執行されたか、岩出市民にとっての利益になったのか、無駄な支出はなかったのか、異様な支出はなかったのかなどが決算審査の最も重要な視点であります。

財政は目的を実現するための手段であります。この1年間を総括するには、具体的に指摘してきた事項がどのように支出されたのか。市が行う事業について、本当に必要性の高い事務事業とはなったか。それはどのような観点からの検証が必要であるのか。この難問に対して答えを出さなければなりません。

住民の日々の生活に本当に必要なものをつくる、あるいは生活に役立つ行政サービスを優先順位に基づいて実施をしていく。これらの観点から、過ちの原因となる行政組織への再点検、組織のあり方こそ手をつけなければなりません。それこそが究極的には行政の無駄をなくする、排除することにつながるのであります。いまだに旧態依然の対応しかされてない事業も多くあります。

地方自治体における議会と行政は二代表制であり、相互に市民から負託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービス向上に寄与すべきであります。少なくとも議会の認定を通じて、市長の政治的・道義的責任を明確にすることが必要であり、監査委員のあり方を含め、議会による認定の機能を強めることが大切であります。

また、提案者である市長を各委員会に参加しなくてもよいとする運営は、最高の責任者・提案者であり、市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は過去1年間の事業を評価し、自治体として本当に必要な事業であったのかを総括し、次年度への予算につなげていくことが最も重要なものであります。決算の総括においても、事業内容と実績は報告されていますが、総合評価としては出ていません。具体的に事業内容を詳細に分析し、それをもとに次年度における事業計画案を策定すべきであります。多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。

特に、入札に関しても、過去からの業者癒着、談合体質が長きにわたり水面下であり、市民の市政に対する信頼は回復しておりません。公平で透明性のある入札制度が求められており、過去の過ちを二度と繰り返してはなりません。1円たりとも血税を無駄にしないよう、入札制度の改善と改革を忘れてはいけませんが、具体的に改善した事項は不明確であります。

平成26年度決算に対し反対する理由を具体的に17点にわたって述べたいと思います。

決算に占める不納欠損金は、市税で4,660万9,912円、不用額は3億8,332万1,685円である。この額から見えてくることは、いかに予算と決算に乖離があり、市民のニーズがあるところに税金が使われていないと言えます。

2点目は、市税の収入未済金額は2億6,223万3,865円であり、いかに減らしていくかの課題についても、より具体的に目標を設定し、取り組まなければならないと考えております。

さらに、予算の流用や充用の件数は依然としてあり、改善をされていません。

市有財産に関しても嘱託登記をするよう求めてきましたが、いまだに具体的実施をされております。市有財産を明確にしていくべきであります。

5点目に、成果説明書について、事業の予定、実施計画、達成度等々を常に総括しながら、市民が一目見て理解できるようにすべきであります。さらに、市民参加のもと、事業評価を実施し、費用対効果を明確にし、次年度にどうするのか、方針

を出すべきであります。

6 番目に、地球環境を守るために原子力発電から脱皮し、福島原発事故はいまだに収束していないし、小児がんが多発をしております。原発の国策については、市長としてどうするのか。やめるのか、推進するのか、態度表明をしないことは、市民の命を守るという最重要な課題から逃避をしていると言わざるを得ません。

危機管理監の設置がされていますが、勤務日数は週 4 日、一時金はなしであります。この役職の役割は重要であり、完全にすべきであるとされております。

8 番目に、少子高齢化が急速に進む中、若年認知症を初め、ひとり住まいの高齢者対策として、成年後見人制度の活用が求められますが、現在の予算では十分ではありません。

9 番目、安全・安心な再生可能エネルギーへの転換を図るために、太陽光発電の設置者への補助金制度を提案してきましたが、実施をされていません。

8 番目に、超過勤務手当について、前年度、減少しているものの、まだまだ改善すべきであります。職員の長時間労働を少なくし、職場の衛生管理を行い、職員の健康と安全を守る観点から、具体的に実効性のある行動をすべきであります。

9 番目に、市民サービスでは、正規・非正規を問わず、業務に邁進しており、非常勤労働者を正規労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

10 番目に、選挙事務については、投票管理者への報酬が条例に違反しており、現在、法廷において審判を求めています。早期に条例に基づき実施されるよう是正を求めたいと思います。

11 番目、児童各種ワクチン接種事業について、自主診療として、初診料に該当する 2,700 円が、同時同日に接種される際、重複して支払っており、この金額は、平成 25 年度 930 万 6,900 円もあり、平成 26 年度も同様であります。早急な改善を求めるものであります。

12 番目、大門池所有権裁判において、市が事実上敗北したが、賃貸借料に関して 4,700 万円もの税金を無駄にしていることに、返還を求めるのか、時効の中断をしないで放棄したことは許しがたい件であります。

13 番目、負担金、補助金及び交付金について、常に費用対効果を考え、過去の慣行で安易に支出していないか、再度、抜本的に見直しをすべきであります。

14 番目、支払命令調書に関して、住所欄に記入はなく、役職名を記入し、日付がない事項が数点出てきております。また、ガソリンの購入先については、より安い



給油所で購入すべきであると指摘をしておきたいと思います。

15番目、障がい者の表記については、人権を守る立場から、漢字表示から平仮名を表示するよう改めるべきであります。

16番目、監査委員報酬は、若干改善されましたが、他の各種行政委員会の報酬については、市政にふさわしいものに改めるべきであります。

17番目、市民表彰において、壇上への待つ時間はいっそ廃止するよう、あるいは階段の手すりを設置するよう要望してきましたが、今年度も同様であり、改善をされておられません。

18番目、岩出市の基金残高は54億2,000万円もため込んでいるのが実態であるのに、マンモス中学校の解消、ごみの有料化をやめて、市民の生活を守る施策に変換すべきであります。

よって、私は、以上の理由により、この決算認定については反対いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり認定されました。

議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計決算の反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で、収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45%から38%に引き下げられたことです。この時期から国民健康保険税の引き上げが各地で行われてきました。この点からは、国に対して、この負担率、これを戻すよう強く働きかけが必要なものです。

今年度決算については、以下の理由をもって反対いたします。

第1は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の姿勢は昨年と同様に変わっていません。当局自身が早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられてきています。

また、早期発見・早期治療に役立つ人間ドックにおいては、滞納者は受けられません。平成16年度と比べ、人間ドック費用は半分以上にまで減額され、制度の後退がされてきています。

脳ドック検査も導入されてきていますが、定員をはかるに超える申し込みがありながら、補正予算も組まない姿勢は、申請者の要望に応えない対応だと言わざるを得ません。

第2に、特定健診を優遇する対応の強化こそが人間ドックより効果が上がるとしながら、今年度決算では、特定健診事業自体も縮小されたままです。安心して医療を受ける体制、医療費削減を図っていると言いながら、医療費削減につながらない対応を打っていると指摘せざるを得ません。

第3に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていくため、国保会計改善に向けた職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、昨年に引き続き見えない状況にあると考えます。

第4に、国保会計における最大の問題は、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げるために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点です。しかも、本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきもの、一般会計へ繰り戻すという市の姿勢があります。国によるペナルティー分を一般会計から借りている面では、当然の必要な対策であり、借りているという性格のものではありません。国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。

国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など、今年度の国保決算は利用者に理解が得られないものだと考えますので、平成26年度岩出市国民健康保険特別会計の決算に反対をいたします。

○井神議長　ほかに討論ありませんか。

賛成討論、梅田哲也議員。

○梅田議員　議案第60号　平成26年度岩出市国民健康保険特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える基盤として重要な役割を担ってい

ますが、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費がふえる一方で、低所得者や高齢者などで医療の必要性の高い加入者が多いなど、構造的に財政基盤が脆弱となり、財政運営は非常に厳しい状況であると認識しております。

このような状況の中、歳入においては、自主財源を確保するため、徴収プロジェクトチームが中心となって、保険税の徴収対策の強化やコンビニ収納及び口座振替制度の周知啓発の取り組みにより、収納率向上が図られております。

歳出においては、生活習慣病予防、早期発見・早期治療を目的とした特定健診の実施や人間ドック、脳ドック事業に取り組まれ、市民の健康意識の向上と健康維持増進が図られるものとなっております。

また、後発医薬品の使用促進や医療費適正化に積極的に努められるなど、国保事業の安定した運営につながる事業内容であり、歳入歳出両面にわたり適切な会計処理が行われていると認められます。

以上のことから、議案第60号 平成26年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対の立場で討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された人が、本当に必要とするサービスが受けられたのかどうかは問われなければなりません。この間、政府において、在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用が、

かえって本人の能力実現を妨げている。などと要支援、要介護度1の人への介護サービスを切り捨ててきたのです。新たに介護利用者に対し、介護サービスを受けさせない対応を国は持ち込もうとしてきています。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割の程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。低所得者を中心として、利用料負担が重いがために、必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざる得ない状況も広く存在しています。

そもそも保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任をさらに後退させることは、介護予防に逆行することです。介護保険は高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として、介護保険の給付費を抑えることにもなるからです。

今年度決算においても、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなど、対策は十分とは言えず、ヘルパー養成や介護予防を初めとした日常生活における一般施策の充実、事業推進のための体制づくりは、在宅サービス移行へとシフトされていく中で、住民のニーズに応え切れない状況もあると考えます。

また、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度、市として制度はあるものの、減免制度そのものが、今年度においても十分なものとなっていないと考えます。

介護事業として取り組まれている市単独の任意事業での紙おむつ給付事業も、さらなる制度の拡充や改善策を行い、市民生活を応援する必要性もあると考えます。

平成26年度介護保険特別会計決算については、以上の理由により、反対といたします。

○井神議長　ほかに討論ありませんか。

田畑昭二議員。

○田畑議員　議案第61号　平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

まず歳出では、同会計の大部分を占めております保険給付費が、当初予算の範囲内におさまり、予算組みの妥当性があらわれております。また、給付費の伸びが緩

やかとなっているのは、介護予防事業の取り組み等の効果のあらわれであると言えます。

次に、歳入におきまして、介護保険料収入が増加しており、安定した財政運営が図られております。さらに、実質収支につきましても黒字化が図られ、第6期保険料設定に際して、保険料の減額につながるということで評価ができます。

よって、議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第61号に対する討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからです。

日本共産党は、老人保健制度に戻すことが最も有益だと提案をしています。それは保険料の負担のない人はないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができ、保険料の際限のない値上げや、診療報酬による差別医療への改善が図られるからです。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口に、医療費の増加に伴い際限なく上昇します。

和歌山県においても、この間、保険料が値上げされてきています。現在、約30億円もの余剰金が積み立てられながら、引き下げの財源に回されておらず、岩出市と

して、県の広域連合に保険料引き下げの対策をとることこそ求められます。

後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ない、お年寄りいじめの制度で  
あります。このような高齢者を差別する制度、後期高齢者医療制度そのものを速や  
かに廃止することこそ求められていることを指摘し、反対討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

福山晴美議員。

○福山議員 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計決算認定について、私は賛成  
の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、創設から6年が経過し、現在では市民の皆さんに十分定  
着していると考えられます。この制度は、高齢者の医療を安定的に支えるため、世  
代間の負担を明確にし、公平でわかりやすくした制度となっており、高齢者が安心  
できる適切な医療の確保を目的としたもので、制度運営に必要となる経費を実施主  
体である和歌山県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出されています。

また、保険料については、被保険者の負担軽減を図るための軽減措置が実施され、  
高齢者の方々に不安や困難を生じさせないよう適切な医療保険制度運営の取り組み  
も行われており、当該広域連合への適正な事務執行のために運用された収支である  
と認められます。

以上のことから、議案第62号 平成26年度後期高齢者医療特別会計決算認定につ  
いて、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり認定されました。

議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定  
の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 26年度水道事業会計の反対討論を行います。

平成26年度実績では、給水人口5万3,532人、給水戸数では2万2,400戸という状況となっています。平成26年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

監査委員の審査意見でも、岩出市の経営状況については、純利益が1億3,308万円を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。

1億3,000万もの莫大なお金が黒字になるのは、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭は3,800戸となっており、市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ません。市民に還元をすべきです。

内部留保額は、33億円にまで膨らんできており、監査委員も指摘しているように、岩出市では莫大なお金が黒字になっており、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、平成26年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての改善策や支援策は見えません。

大幅な黒字があり、財源的に対応がとれる面から見て、この水道会計の決算は、住民に理解が得られないと考えますので、反対いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

西野 豊議員。

○西野議員 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安全で安定的に供給する役目を担っております。

岩出市水道事業会計剰余金の処分については、水道事業会計は独立採算であり、健全かつ安定的な事業運営が必要でありますので、剰余金の積み立てを要すると考えます。

また、平成26年度の決算においては、水道事業の健全な経営のため、各事業に取り組んでいることがうかがえます。

以上のことから、私は賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第65号 平成26年度水道事業決算認定について、反対討論を行います。

水道会計の決算において、単年度損益は、総収益、平成25年度8億4,130万6,835

円から平成26年度は2億997万805円増の10億5,122万7,640円となり、平成26年度純利益は5,553万1,801円増の1億3,308万2,684円に膨らんでおります。

その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用量を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。この公序良俗に反し、不合理性を正すべきとして、岩出市監査委員に対して監査請求を行いました。是正するに至りませんでした。

平成25年4月23日に和歌山地裁に提訴し、その内容は、返還請求額及び岩出市上水道局長に対して不当な徴収を解消するための返還請求であります。

他市における上下水道の賃金体系は、実態使用水量に応じて細分化されて徴収をされております。よって、使用水量に沿ったものにすべきであると考えております。

本来、水道料金の支払いは、民法第555条、売買に該当し、当事者の一方である財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対して、その代金を支払うことを約することによって、その効力は生じるとあるように、使用水量に応じて請求し、支払いをすべきであるものと考えております。

水道法第1章、総則、水道法第1条には、この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としております。

さらに、水道法第2節、業務、第14条、供給規程には、料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

しかし、岩出市においては、3,000世帯に及ぶ未使用水道料金の請求をしているのが実態であります。

民法第90条、公序良俗の「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」に抵触するとして、民法第703条に基づいて、不当利得に該当し、その返還請求をしたものであります。

水道料金に連動する下水道料金にも問題があることとなります。ますます岩出市民の生活に負担を求めるものであります。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言ではありません。この水道事業に対して是正を求めてきましたが、本年4月24日、大阪高裁において判決があり、原告の主張が棄却をされました。判決文では、20立方メートルまでの使用件数が増加しているからといって不合理とは言えない。第一義的には、住民自治である条例の改正によって解決すべきである。また、基本料金



においても同様の判断が下されました。議会の判断が待たれるわけであります。

今後は、あらゆる機会に基本料金や口径による高額な負担金についても市民に訴え、是正をしていくべきであると考えております。

さらに、他市でも導入している障がい者や生活保護者等への減免措置も設けるべきであることを申し添えておきたいと思っております。

以上をもって、平成26年度の水道決算認定については反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第65号に対する討論を終結いたします。

議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月4日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月4日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時50分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第２号）

平成27年12月４日

| | |
|-------|--|
| 開　　議 | 午前９時30分 |
| 日程第１ | 諸般の報告 |
| 日程第２ | 報告第７号　専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解） |
| 日程第３ | 議案第77号　岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第78号　岩出市税条例の一部改正について |
| 日程第５ | 議案第79号　岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第６ | 議案第80号　岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正につい
て |
| 日程第７ | 議案第81号　岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に
関する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第82号　岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第９ | 議案第83号　平成27年度岩出市一般会計補正予算（第３号） |
| 日程第10 | 議案第84号　平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２
号） |
| 日程第11 | 議案第85号　平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第12 | 議案第86号　平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１
号） |
| 日程第13 | 議案第87号　平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第14 | 議案第88号　市道路線の認定について |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第7号につきましては質疑、議案第77号から議案第88号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、受理した請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書及び請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書並びに請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書、以上3件の請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生常任委員会及び総務文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）

○井神議長 日程第2 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は、簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようにお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、報告第7号について、質疑をさせていただきます。

まず第1点は、この事故の起きた市道の場所について、どこなのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、この事故の発生した経過ですね、その後の対策について、どのような

対策をされてきたのか。

それから、賠償金額94万2,944円についての内訳について、質疑をさせていただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 おはようございます。

尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

市道の場所は、岩出市中島856－1番地先の市道畑毛馬道線です。

発生した経過・その後の対応についてですが、被害者がロードバイクで市道を通行中、道路を横断しているグレーチングとグレーチングのすき間にタイヤが落ち込み落車し、身体のけが、車体が損傷しました。

事故後、すき間を鉄筋で溶接し、安全対策を行っております。

賠償金額の内容につきましては、物損が36万9,989円、治療費が6万2,460円、休業損害が16万6,095円、傷害慰謝料が34万4,400円で、計94万2,944円です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 場所の件であります、これはサイクリングロードに絡んだ場所であるというふうに、私は理解しているんですが、この安全対策について、現在、市道とサイクリングロードが並行しているところと共用しているところがあると思うんですが、これについての安全対策は万全であったのか、そこら辺、再検討されてきているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

発生場所は、サイクリングロードではございません。国道24号から北へ上がる市道でございます、サイクリングロードには値してございません。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 損害賠償の件であります、これは保険の適用で、保険から支出されると思うんですが、災害発生件数に応じて、次年度に損害賠償金の保険料が変動するのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

この保険につきましては、全国町村会の総合賠償保険でございまして、市民1人についての金額で保険料がかかっておりますので、事故の件数には関係ございません。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第7号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

日程第14 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第3 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件から日程第14 議案第88号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会規則第55条の規定により、発言は、簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第77号について、質疑を行います。

今回の条例制定についてであります。まず第1点、個人番号の取得・利用についてであります。これについては強制はあるのか。

それから、2点目に、職員からの番号提出を拒否された場合、これはどのようなのか。

それから、確定申告に番号未記載で受理されるのかについて、それとあわせて国税上法の罰則はあるのか。

それから、4点目に、労働保険の書類に番号の記載が必要があるのかどうか。

それから、別表第1、第2、第3についてであります。これは強制されているのか、及びこれに対して罰則はあるのか。

以上5点について、質疑を行います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 1点目の個人番号カードの取得・利用、強制はあるのかの質疑につきまして、お答えします。

個人番号カードの取得につきましては、個人番号カード交付申請書に顔写真を貼付し、必要事項を記入の上、地方公共団体情報システム機構に申請しますが、カードの取得は任意であり、強制ではありません。本人の意思に基づくものであります。

また、利用につきましては、平成28年1月から運用が開始され、社会保障、税、災害対策の3分野で利用されます。

以上です。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、答弁をさせていただきます。

2点目の職員からの番号提出を拒否された場合はどうかについてですが、個人番号の記載について説明し、記載を依頼します。

それから、4点目の労働保険の書類に番号の記載は必要かについてですが、労働保険に関することについては、今回の条例制定と関連がありませんので、厚生労働省へお問い合わせをいただきたいと思います。

それから、5点目の別表第1、第2、第3は強制化及び罰則があるかについてですが、別表の事務内容については、市独自利用、庁内連携利用及び提供について定めるものであり、強制及び罰則はありません。

以上でございます。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 3点目の質疑、確定申告に番号未記載でも受理されるのかについてですが、平成27年分の確定申告書には、個人番号の記載は不要となっております。

個人番号の記載は、平成28年分の確定申告書からとなっております。粉河税務署に確認しましたところ、個人番号の記載は義務であることを丁寧に説明し、理解を求めるが、それでも拒否された場合は、そのまま受け付けるとのことです。

なお、国税上の罰則はあるのかについてですが、罰則はないとのことです。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、第1点目の問題であります、これについては個人の自主的なカード取得であって、それについては強制ではないというご答弁をいただきました。そこで、このカードを取得しない場合、カード申請して、個人がしない場合についての不利益というのはどのようなものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、国税庁の関係であります、確定申告に未記載については、平成27年度は未記載でもいいんだということですが、平成28年度からについては記載が必要であるというご答弁ですが、その場合も罰則及び不利益はあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、労働保険の問題についてであります、これについては厚生労働省のほうに聞いてくれということですが、労働保険の書類に番号の記載がなくても受理をされるというように私は理解しておるんですけども、その場合、罰則や不利益についてはどのようなになるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再質疑にお答えします。

個人番号カードを取得しなくても通知カードに個人番号が記載されておりますので、不利益はございません。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

先ほども申しましたとおり、罰則についてはないということです。不利益につきましても、本人にとってはないということでございます。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 労働保険の関係ですけれども、これは先ほど答弁させていただいたように、厚生労働省にお問い合わせをいただきたいと思います。この場では答弁はいたしかねます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 労働保険の関係で、私が厚生労働省に問い合わせしたところ、記載がなくても受理をすると。罰則規定や不利益がないという回答をいただいたんですけど



も、それでよろしいでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 先ほどからの労働保険の関係ですけれども、先ほどから答弁させていただいておりますように、今回の条例改正につきましては、市の独自利用、また市内の連携、提供に関する条例の制定でございます。労働保険のことにつきましては、ここでは答弁をいたしかねます。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第81号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第81号について、質疑を行います。

まず、この条例制定についてであります。この条例を見ますと、施行日が平成27年10月8日ということで適用するんだということでもあります。この間、申請の件数はあったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、初年度から3年間にわたって、岩出市における不当均一課税の対処を行うということですが、この減税金額については、予測が可能であれば、幾らぐらいあると予測をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず1点目、申請件数はあったのかについてであります。10月8日から現在まで申請はございません。

続いて、岩出市で想定される減税金額は幾らと予測しているのかについては、現在のところ、県に認定を申請いたしました岩出市の事業者があるとは聞いておりませんので、想定される減税金額はわかりかねます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 現在のところは、そういうことはないということですが、この減税の対象になっている拡充型、第2条の第2項についてであります。設備の拡充ということで、対象を本社機能を有する施設・設備を拡充する場合ということで、その対象になっていると思うんですが、例えば、どういう施設を拡充したときに該当するのか、具体的な例がありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑について、お答えします。

本社機能を有する特定業務施設とは、調査企画部門、それから情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他の管理業務部門、いずれかを有する本社機能を有する事務所や研究所、それから研修所であって、重要な役割を担う事務所をいい、工場や営業所等は含まれません。ということでございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要件のところで、取得価格の合計が3,800万円以上という制約があるんですけども、これを見ますと、この該当する事業所というのはほとんどないんじゃないかというように私は理解をしておるんですが、それでよろしいんでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

該当する事業所についてあるかどうかは、ちょっと先のことなのでわかりかねますが、参考までに申しますと、県の地域再生計画では、地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定件数の目標値が、紀の川流域地域9市町全体で、平成31年度までに10社となっておりますので、申し添えます。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第82号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第82号 岩出市消防団等公務災害補償条例の一部改正についてであります。今回、共済と厚生年金の統合によるということでありましたが、現行の公務災害条例と比較をして、これに統合されることによる増減について、率の増減なんです。それについてはどのような実態になるのか、ご答弁をいただきたいと思っています。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、答弁をさせていただきます。

条例改正前との比較についてですが、今回の条例改正は、国の年金制度において所要の改正が行われたことに伴い、年金給付の併給調整を行うものです。条例改正

の内容を見ていただきますと、第18条の2に規定する公務上の災害に係るものについて調整率が改められており、その部分においては増となっております。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 18条の点で、それプラスなのか、マイナスなのか、そこについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 18条の2に関することでございます。これにつきましては、プラスとなっております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○井神議長 続きまして、議案第83号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、質疑を行います。

まず第1点に、この予算書の中において、選挙人名簿対象者を把握をするということですが、年齢の引き下げによって、その該当者の数だというふうに理解しております。これについては何人なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、繰越金の4億3,575万6,000円について、どのような認識を持っているのか、お聞きをしたい。

それから、予防接種委託料の311万7,000円増の要因について、お聞きをしたいと思います。

それから、体育施設費に関してであります。この駐車場についてであります。現在、何台分を想定されているのか。

それから、場所的に見ますと、広域道を横断するということになると思うんですが、これに対する安全対策について、どのような対策をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、長期債の残高についてですが、これについては、現在幾らあるのか。

それから、各種基金の残高について、現在幾らあるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員のご質疑にお答えをいたします。

選挙人名簿対象者数、新たにふえる人数、何人かということですが、住民基本台帳における平成27年11月30日現在の日本人の18歳と19歳の人口を合わせますと、約1,300人となってございます。このことから、選挙権年齢の引き下げに伴い新たに選挙権を有することとなる人数につきましても、これとほぼ同数になるものと推測してございます。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

2点目の繰越金4億3,575万6,000円については、議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてで認定いただいた平成26年度決算における実質収支分でございます。

次に、5点目の長期債の残高につきましては、平成26年度末における一般会計地方債残高は83億1,369万円となっております。なお、平成27年9月定期償還後における残高は77億9,016万2,000円でございます。

6点目の各種基金残高は、平成26年度末で財政調整基金が15億3,905万1,000円、減債基金で13億3,275万円、教育施設建設基金で2億882万8,000円、都市計画事業資金基金で7億3,560万6,000円、ふるさと基金で1億3,489万4,000円、公共施設整備基金で5億847万5,000円、総合庁舎建設基金で10万4,000円、土地開発基金で3億729万4,000円、地域福祉基金で2億9,842万7,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金で1,049万円、ごみ処理施設建設基金で2億87万8,000円、全体で52億7,679万7,000円でございます。

なお、当初予算及び補正予算（第3号）までの積み立て、取り崩しを考慮した残高は、財政調整基金で15億3,573万5,000円、減債基金で14億9,626万1,000円、教育施設建設基金で1億5,886万4,000円、都市計画事業資金基金で5億3,578万2,000円、ふるさと基金で1億3,493万4,000円、公共施設整備基金で4億6,961万1,000円、総合庁舎建設基金で10万5,000円、土地開発基金で3億752万6,000円、地域福祉基金で2億9,865万7,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金で1,049万3,000円、ごみ処理施設建設基金で2億93万8,000円、全体で51億4,890万6,000円となります。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員の質疑、予防接種委託料311万7,000円増の要因はどうかについて、お答えします。

インフルエンザワクチンが、今年度、国の方針に基づき、3価から4価に変更され、ワクチン代が改定されたことに伴い、委託料単価が増額したためでございます。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

駐車台数は73台です。横断に対する安全対策については、現在、岩出警察署に横断歩道設置の要望を行っています。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第77号から議案第88号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第88号までの議案12件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日月曜日、午前9時30分から開くことに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時00分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成27年12月14日

| | |
|--------|--|
| 開 議 | 午前 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 77 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 78 号 岩出市税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 79 号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 80 号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 81 号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 82 号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 83 号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 9 | 議案第 84 号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議案第 85 号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 86 号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 議案第 87 号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 88 号 市道路線の認定について |
| 日程第 14 | 請願第 4 号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書 |
| 日程第 15 | 請願第 5 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書 |
| 日程第 16 | 請願第 6 号 安全保障関連 2 法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書 |
| 日程第 17 | 議案第 89 号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 18 | 議員派遣について |
| 日程第 19 | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第77号から議案第88号までの議案12件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第4号から請願第6号までの請願3件につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、裁決、議案第89号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

岩出第二中学校で発生した転落事故について、報告させていただきます。

平成27年12月11日金曜日、午前7時20分ごろ、同校2年生の女子生徒が、北校舎西側の4階の非常階段の踊り場から、みずから手すりを越えてアスファルト地面に転落するという事故が発生しました。

学校からの119番通報後、救急車にて和歌山県立医科大学附属病院に搬送され、現在、予断を許さない容体であるという報告を受けております。

当該生徒がこのような行為に及んだ原因や理由については、現在調査中ではありますが、学校で毎学期実施するいじめアンケートや保護者、一部の生徒からの聞き取りなどにおいて、いじめがあったという事実は確認できず、現時点において教育委員会及び学校では、いじめに起因するものではないと考えております。

事故当日、学校では、1時間目に緊急全校集会を開き、学校長から生徒たちが動揺することがないように講話があり、その後、ホームルームにても同様の指導が行われ、以後、通常の授業が実施されています。

翌日の12日土曜日には、午前9時から同校体育館で緊急保護者会が開催され、事故の報告と子供たちへのケアに関する話が行われ、300名を超える保護者の参加がありました。

現在、学校では県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラー及び同校のスクールカウンセラーとともに、教職員が生徒たちのケアに当たっております。

以上、報告です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に、市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第89号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第2 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

日程第13 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第2 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件から日程第13 議案第88号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案12件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員。

演壇のほうでお願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてのほか議案6件でありました。

当委員会は、12月7日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第78号 岩出市税条例の一部改正について、議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第81号 岩出市地方活力向上地域

における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、以上6議案については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでは、条例を制定することによって何がどう変わるのか。また、住民の利便性をどのように考えているのか。情報の漏えいについて、どのように考えているのか。

議案第78号 岩出市税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分については、公債費、長期債元金償還金について、もともと返還しなければいけない額は、8年間の利子負担が軽減されるが、その分の額を住民サービスに使うべきではないか。体育施設費、工事請負費の増額について、若もの広場の駐車場の場所はどこか。また、駐車スペースは何台かについて。

以上が総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

厚生常任委員長、演壇のほうでよろしくお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第83号 平成

27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分ほか議案3件でありました。

当委員会は、12月8日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、
議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議
案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、
以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
ては、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について
では、民生費、いわで御殿運営費において、人数及び市民への周知方法並びに修繕
箇所の状況について。民生費、児童福祉施設費、工事請負費が814万3,000円減額で、
来年の工事となった理由について。民生費、生活保護費が去年と比べて増額となっ
た要因について。衛生費、予防費において、予防接種委託料及びがん検診委託料増
額の要因について。

議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
てでは、前年度繰越金を一般会計に繰り入れる理由について。

議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてで
は、地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金の支出先、及び補助金の内訳に
ついて。

議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ
いての質疑はありませんでした。

以上が厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、演壇のほうでお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第83号 平成
27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分ほか議案2件でありました。

当委員会は、12月9日水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線関係の議案が

ありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、
議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、
議案第88号 市道路線の認定について、以上3議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第83号の所管部分、議案第87号は可決、議案第88号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の所管部分については、下水道事業特別会計繰入金268万7,000円は、どういう認識で繰入金として計上したのか。また、剰余金できた理由について。当初予算の中で、どういう理由で余ったのかについて。

議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、公共下水道事業費、工事請負費2,000万円について、どういう理由で計上したのか。また、その場所について。下水道の全体的な進捗状況について。また、当初予定していた今年度の工事の達成度は、何％かについて。

議案第88号 市道路線の認定についてでは、道路に都市ガスを埋設したときに出る廃液・廃水の処理について、行政指導を行ったことがあるのか。根来川尻線において無番地等が介在していないのか。また、今後、市で維持管理することになるが、現状で問題となるところはないのかについて。

以上が建設常任委員会の審査の中で交わされました、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第78号 岩出市税条例の一部改正の件、議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の件、議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する

条例の一部改正の件、議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定の件、議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、議案第88号 市道路線の認定の件、以上、議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第78号から議案第82号及び議案第85号から議案第88号までの議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第82号及び議案第85号から議案第87号までの議案8件は、原案のとおり可決、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第77号に反対をする討論を行います。

議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、いわゆるマイナンバー法制定及び補正予算においても反対をいたします。

馬車馬のように、脇目も振らず一心不乱に突き進む、これがマイナンバー制度導入の取り組みにおいて当てはまるものであります。ちょっと立ちどまり、冷静に考えてもよいのではないのでしょうか。政府が描いているマイナンバーの完成された社会は、国家ではなく、私たち市民にとって住みよい社会が形づくられるのかを冷静に自分の頭で考える時期に来ているのではないのでしょうか。

岩出市は、マイナンバー制度の通知カードが発送されておりますが、所在不明や受け取り拒否によって戻ってきております。また、通知カードが届かない市民もお

り、個人番号カードを申し込むことすらできない市民がおり、機会均等での平等に欠けるものとなっております。

岩出市は、市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るとして、コンビニエンスストア等で住民票等を含む4種類の証明書の交付事業も将来出てきます。しかし、個人番号カードを申請時、来庁方式で申し込んでいる人は、何件あるのでしょうか。住基カードと同様の道を歩むこととなると私は考えております。

一方、費用についてですが、システム費等の初期投資で多額の税金を使い、さらに、今後システムの変更及び保守管理にも費用がかかることが予測されます。また、この制度導入に向け、岩出市職員の研修及び打ち合わせなどの人件費及び資料、印刷等の事務経費を含めると、さらにふえます。費用対効果の検証を十分に行って、導入の判断を下したのか甚だ疑問を呈せざるを得ません。

全国の地方自治体から顔認証システムを発注したことを発表するNECのホームページによると、マイナンバーが記された通知カードが、住民票を持つ全ての人に郵送され、希望者には来年1月から個人番号カード、ICカードが配られるが、その申請の本人確認で顔認証システムが導入される。顔認証データを使えば、行動監視も可能で、プライバシーが侵害されかねない。法的根拠がなく、総務省の通知のみで実施されつつあるのであります。

現在、配達されている通知カードには、個人番号カード交付申請書が同封されており、希望者は申請書に顔写真を添付して提出することになる。役所は顔写真をスキャナーで読み取ってデータ化し、役所での交付時に顔認証システムで、本人か確認する成り済まし防止が大義名分であります。

既に、総務省がこの事務処理要項を作成し、各自治体に通知をしております。個人番号情報に詳しい白鷗大の石村教授は、顔認証には、まず本人の同意が必要、拒否する権利も保障されなければならないと慎重論を説いています。顔認証データを使つてのプライバシー侵害は、既に問題となっております。役所は、とったデータは保存されないとしているが、消去されたか否かは確認できないのであります。

顔認証とは、目、鼻、口の位置関係や顔の凹凸などを認識して識別するシステム、一般的な顔認識システムでも、顔写真があればネット上で同一人物の写真を検索することができ、写真に位置情報などが組み込まれば、いつ、どこでいたかといったところまで探ることができる。仮に、道路の自動車ナンバー自動読み取り装置Nシステムや監視カメラなどを連動されれば、より詳細な追跡が可能になるのであります。

ところが、カード交付申請書には顔認証の危険についての説明はない。自治体の情報管理に詳しい大阪経済大学の黒田非常勤講師は、もし顔認証が不可欠としても、導入には最低国民的な議論が必要で、総務省が通知した事務処理要項だけで許されるのか、甚だ疑問だと首をひねっておられます。その総務省は、対面目視による確認が基本、疑問があったときだけ顔認証をするとしている。ただ、役所の担当者が認証を要請した際、反発する市民が出て不思議ではなく、窓口での混乱も予想されます。

一方、黒田氏は、このシステムが４月に開かれた自民党のＩＴ戦略関連の委員会で紹介され、わずか５カ月後にスピード採用されたことを疑問視しております。システムを受注したＮＥＣは、マイナンバー関連事業で１,０００億円の売り上げを目指す方針を発表しております。スピード採用で不透明さはなかったのか。

ちなみに、ＮＥＣは、自民党の政治資金団体国民政治協会への政治献金をしております。さらに、マイナンバーの事業主体は、天下り団体の地方公共団体情報システム機構、国でも自治体でもなく、データ管理の監視も難しいという状況にあります。

黒田氏は、そもそも１つの番号で多くの個人情報进行管理するのは、海外で失敗例が相次いだ時代おくれのやり方で、マイナンバー制度は動き出したらとまらない典型的な公共事業だ。ここまで来たら、私たちにできるのは個人番号カードを希望しないことである。

人体認証の問題に詳しい上智大学の田島教授も、将来的には民間利用も想定され、個人番号カードを次のように危険視されております。東京五輪もあり、テロ対策などを名目に、生体認証の機能が加えられる可能性がある。その前段かもしれない。国により個人情報の管理強化、顔認証などの扱いについては、最低でも立法措置が必要だ。

以上、多くの問題点を含んだ中で、本事業を実施することが妥当でないと私は考えます。

本議会においても質疑してきましたが、個人番号カードを取得しなくても何ら不利益はないのであることも明らかにしてきました。国家による管理社会には断固反対をいたします。

よって、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 私は、議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供について、市の責務、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供など必要な事項を定めるために条例の制定をするものです。

よって、本議案には賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第77号に対する討論を終結いたします。

議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行います。

今回の補正の中に公債費、長期債元金償還金6,480万円が計上されています。この金額を繰り上げることによって、8年間の利子分525万円が軽減されると説明されています。この金額をもって後世への負担軽減につながると言えるのか、市民が納得できるのかが問われてきます。525万円が減ることよりも、6,480万円を現市民サービスに充てていくことが市民にも喜ばれ、必要だと考えます。額から見ても、無理に償還する必要はないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します

田中宏幸議員。

○田中議員 私は、本議案に対して賛成の立場で討論を行います。

この議案の一般会計補正予算（第3号）について、歳入では、事業の補助採択などによる国県支出金のほか各特別会計精算に伴う繰入金、一般会計の前年度繰越金、臨時財政対策債の発行可能額の確定などによる補正を行うものです。

また、歳出では、法律改正による各事務システムの改修費用、前年度補助金の精算や負担額決定に伴う返還金や繰出金、各事業の進捗による事業費、将来負担の軽減を目的とした繰上償還による公債費など、やむを得ないもののみの計上となっております。

また、基金への積み立てについても、当初予算における取り崩しに対しての積み戻し及び今後の公債費負担増加に対応するための積み立てなど、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第83号に対する討論を終結いたします。

議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

この補正予算の中身においては、国保会計から一般会計への繰出金397万円、これが繰り出されています。この対応については、財源内容から見ても、本来、国保会計への基金として積み立てなければならないものが一般会計へ繰り出されてきています。基金状況が100万円にも満たない中で、緊急事態等にも対応できない面から見ても、このような対応については適切ではないと考えますので、反対といたし

ます。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案につきましては、歳入では、前年度繰越金の確定による本年度会計へ繰り越すための補正となっております。また、歳出では、平成26年度において、一般会計から財源補填を受けていたものを返還するために繰り出す補正であります。

国保会計は、基本的に当該会計で運営するものであります。しかしながら、国保の財政運営は、非常に厳しい状況にあることから、一般会計より緊急避難的に補填を受けた繰入金につきましては、国保加入者以外の方にも負担をしていただき、国保医療費の支払いに充てるということとなります。そういうことは、最小限にとどめるべきであり、当該会計において剰余金が生じた場合、一般会計より財源補填された一部を返還するものであり、繰り出し措置は妥当なものとなっており、補正予算は適切であると考えます。

よって、議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第84号に対する討論を終結いたします。

議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書～

日程第16 請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書

○井神議長 日程第14 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書の件から日程第16 請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制

整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書の件までの請願書３件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願書３件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生常任委員会及び総務文教常任委員会の各委員長から報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月４日の会議において、当委員会に付託された請願書は、請願第４号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書及び請願第５号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書です。

当委員会は、12月８日火曜日、午前９時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第４号及び請願第５号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 総務文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12月４日の会議において、当委員会に付託されました請願書は、請願第６号 安全保障関連２法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書です。

当委員会は、12月７日月曜日、午前９時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第６号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員長及び総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、請願書ごとに行います。

請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書に対し、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に支えるため、世代間の負担を明確にし、公平でわかりやすくした制度となっており、高齢者が安心できる適切な医療の確保を目的に実施されているもので、創設から7年が経過し、県民の皆さんに十分定着しているものと考えられます。

また、その運営は、制度の安定化を図るため、2年単位の医療給付等に係る費用見込み額に対し、国・県・市町村負担金（これ50%です）や他の医療保険からの支援金、現役の方々は40%、被保険者の保険料が10%、及び窓口負担などの収入を財源としております。

こうした中、和歌山県後期高齢者医療広域連合では、年々増大する医療給付費の抑制を図るため、データヘルス計画等の保健事業が実施されておりますが、後期高齢者の増加や医療の高度化の影響により、今後も医療費は増加傾向が続くものと思われま。

保険料については、制度に基づき、医療給付費水準に応じた改定を行うことが原則でありますので、今回の改定において、医療給付費準備基金の活用などにより、保険料を抑制したとしても、次期保険料改定時に保険料が急騰するなどの状況を生み出すおそれもあることから、意見書の提出は必要ないものと考え、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を年齢で区別し、別枠の保険制度に囲い込んで保険料負担を強いるとともに、医療費の事務負担を課す制度となっております。この制度を導入することによって、全国的に広がっていた老人医療費の無料化

制度が根底から壊されてしまいました。

この制度の導入で、２年ごとに保険料を見直し、保険料が上がり続けるという制度になっています。高齢者を取り巻く状況は厳しくなっており、収入源である年金額についても連続引き下げに加え、ことし４月からマクロ経済スライドの発動によって、さらに減っています。市民の方も年金から各種税金が引かれ、また、物価高や消費税の引き上げで、生活が苦しくなっているといった悲鳴の声が聞かれます。

保険料が上がれば払えないといった状況も生まれます。負担増が引き起こす滞納と受診抑制も起こります。受診抑制が自分の意思とは関係なく、資格証明書、短期証明書の発行によって生み出されれば、命にかかわってきます。また、後に受診できたとして、早期発見につながらず、かえって医療費の給付費が増額する要因となれば、悪循環を生み出すことになります。

和歌山県後期高齢者医療広域連合の2014年度決算は41億円の黒字となり、国・県負担金などの精算金を除くと、５億6,651万円の剰余金が生まれており、これまで剰余金を積み立てている医療給付費準備基金は24億円あり、2014年度の剰余金と合わせ約30億円となっています。十分保険料を抑制できる財源はあります。

岩出市民にもかかわる問題として、高齢者の命と暮らしを守るため、後期高齢者医療広域連合長に、この岩出市議会から意見を上げるべきだと考えます。ぜひ賛成していただきますようお願いし、賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第４号に対する討論を終結いたします。

請願第４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第４号は、不採択と決しました。

請願第５号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 請願第5号を反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例については、制度開始から7年間実施されてきたものですが、不公平をもたらしている状況を踏まえて、平成29年度から原則的に本則に戻す見直しが決定されたものです。

国は、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しに際して、持続可能な医療保険制度として、今後も高齢者が安心できる適切な医療を確保する中で、低所得者につきましては、年金生活者支援給付金の支給等他の施策とあわせて実施するなど配慮しつつ、急激な負担増となる方には、具体的な内容について、今後検討するとされておりますが、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるものとしております。

また、政府への意見書につきましては、今年度、和歌山県後期高齢者医療広域連合から保険料軽減特例が恒久的な制度となるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国へ要望していると聞いております。

よって、意見書の提出は必要ないものと考え、反対いたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書に、賛成の立場で討論を行います。

現在、高齢者医療制度では、低所得者の保険料を最大9割軽減する特例措置が設けられています。ご存じのように、後期高齢者医療の保険料は、加入者全員が負担する部分と年収によって負担額が決まる分で成り立っています。低所得者には負担部分が最大7割軽減されることになっていましたが、それでも負担が厳しいということで、制度導入の2008年（平成20年度）から負担を緩和する特例が実施されました。

夫婦世帯で、夫の年金収入が年間168万円以下の人などを対象に、年金が年80万円以下の約311万人を9割軽減、同じく80万円以上168万円以下の約258万人を8.5割軽減に、そして後期高齢者になるまで、被扶養者だった人も9割軽減となっていました。

和歌山県の被保険者のうち6割以上の方が軽減を対象になっています。軽減特例の廃止は、6割以上の方々への耐えがたい負担増になるということです。同時に、軽減特例の対象者が6割を超えている実態は、75歳以上の方々の所得の低さをあらわしているということです。

平成29年度から9割軽減が廃止されると、保険料は4,400円から3倍の1万3,200

円にふえます。8.5割軽減では9,700円の保険料が1万9,400円になる方も出てきます。平成28年度は保険料の改定が予定されています。この改定によって、もし保険料が引き上げられたら、負担増の上に負担増を重ね、耐えがたい痛みを被保険者に押しつけるものにならざるを得ません。

政府は、特例軽減廃止の理由として、特例として実施してから7年たっているからとか、国保の軽減割合最大7割と比べて不公平であったと説明しています。しかし、先ほども申したとおり、高齢者の生活実態は大変厳しいものとなっていていきます。引き続き保険料軽減特例を継続し、高齢者の暮らしを守る必要があると考えます。

国に声・意見を上げることは、住民の代表である私たち市議会議員として重要な役割です。他の機関などに任せることなく、岩出市議会としてもしっかり役割を果たすため、ぜひ賛成していただきますようお願いし、賛成討論いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第5号に対する討論を終結いたします。

請願第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択と決しました。

請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 請願第6号 安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択について、反対の立場で討論いたします。

このたびの平和安全法制は、厳しさを増す現在の安全保障環境の中で、外交努力を尽くすことを大前提に、憲法の枠内で、どこまで自衛の措置が可能なのか、そこから出発した議論でした。大前提として、今回の法制で専守防衛は一切変えていません。

自衛隊の防衛出動は、日本国民の生命・自由・権利に死活的影響が及ぶ危険が明白で、政府と国会がともにその判断を共有したときにしか発令されません。あくまでも日本の存立や国民の権利を脅かす明白な危機に対応するだけであり、戦争への道を開くという指摘は当たりません。

次に、この法制が、あくまで自国防衛のために、ほかに適当な手段のない場合に限って必要最小限の実力行使をするものであり、他国防衛の集団的自衛権の行使は認めておりません。すなわち憲法9条のもとで許される専守防衛の原理の中に入っており、憲法の許容範囲内であり、違憲立法との指摘は当たらないと考えます。

以上の理由により、請願第6号 安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択について、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 請願第6号の賛成討論を行います。

平和安全法制整備法と国際平和支援法の採決が、9月19日に強行採決がされました。法案の中身は戦争法そのものです。自衛隊の役割を拡大し、海外派兵や米軍の支援に充てるためのもので、日本を海外で戦争する国へとつくり変えようとするものです。強行可決された法案は、請願の趣旨にあるように、今の平和憲法を根底から破壊する大問題を持っています。

1つは、国の最高法規である憲法に違反をしていることであります。憲法上、集団的自衛権の行使はできないと、憲法学者、元内閣法制局長官、法律家らが、繰り返し、安全保障関連2法案は憲法違反の法律だと明らかにしています。この法そのものが憲法に違反しており、効力を持たないものです。

2つ目は、日本がどこからも攻撃されていなくとも、集団的自衛権を行使し、アメリカの戦争に自衛隊が一緒になって武力行使に乗り出していくことになることです。アメリカが行ってきたアフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争時に、戦闘地域まで行き、軍事支援を行うことになることです。戦闘地域で武器や燃料などを補給する兵たん活動や戦争状況下での治安活動などは、憲法9条を踏みにじるものです。

3つ目は、この戦争法は、日本国民の命と暮らしを破壊する内容であり、自衛隊だけにとどまらず、海外で非営利組織など農業振興や教育振興などで活躍されている方の命をもテロの標的にされる危険性を持っています。

法案についての国民の声は、政府・与党が国民に十分に説明していない。説明が



不十分だとの回答が、いずれも7割から8割となっています。国会で審議を尽くされたとは思わない、共同通信79%、朝日では75%となるなど、国民の疑問、批判に何ら応えることなく、議論を一方向的に打ち切って、成立を強行してきたものです。

法案が可決され、2カ月以上が経過をしていますが、憲法違反の戦争法は廃止せよという国民の声が、日本中に巻き起こっています。廃止を求める国民の運動も、さらに大きく広がっています。

この請願は、安倍首相が進める戦争への道に対して、日本を戦争する国にしてはならない。安全保障関連法を廃止してほしいと願うものであり、日本憲法を守る上でも、憲法違反の状況の是正を求めるのは当然のことです。岩出市議会として意見書を上げることこそ求められています。

以上の理由をもって、この請願に対する賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第6号に対する討論を終結いたします。

請願第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○井神議長 日程第17 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成27年12月14日提出

岩出市長 中芝正幸

記

住所 和歌山県岩出市根来1344番地

氏名 西永弘昭

生年月日 昭和27年7月9日生まれ

本議案は、現岩出市固定資産評価審査委員会委員であります山野謙二氏が、本年12月26日付をもって任期が満了となります。

このことから後任として、本議案のとおり、西永弘昭氏を岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、西永弘昭氏の経歴等については、別紙のとおりとなっておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

議案第89号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第89号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第89号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第89号に対する討論を終結いたします。

議案第89号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議員派遣について

○井神議長 日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月16日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月16日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時30分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成27年12月16日

|       |          |
|-------|----------|
| 開　　議  | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 一般質問     |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○井神議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、2 番、宮本要代議員、13 番、福山晴美議員、11 番、吉本勸曜議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、10 番、田畑昭二議員、16 番、尾和弘一議員、以上 7 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

2 番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2 番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、総括方式で一般質問をします。

まず、18 歳選挙権についてお尋ねします。

6 月 17 日に参院本会議で、公職選挙法改正案が全員一致で可決成立しました。選挙権年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられ、明年の参議院議員選挙から 18 歳以上の国民が投票できるようになります。選挙権年齢の引き下げが実現すれば、昭和 20 年に 25 歳以上から 20 歳以上に引き下げられて以来、70 年ぶりの改革となります。

世界の 9 割以上の国において、18 歳以上に選挙権が認められており、そのうち 16 歳、17 歳以上の選挙権が認められている国もあります。日本がようやく世界的な標準に近づいたと言われています。

18 歳選挙権については、文部科学省から「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」が公表され、高校生に副教材として配布されました。高校 3 年生は、授業の中で模擬選挙、模擬投票などを経験し、学ぶことになります。しかし、学校教育の場で学べない子もいます。これからの社会を担う子供世代が、より社会に関心を持ち、参加していく機運を高める取り組みを私たち大人がすべきではないでしょうか。

そこで、来年予定されている参議院議員選挙が初となる対象者への広報・啓発を

どのようにされるのか、市のお考えをお聞きします。

2点目は、主権者教育についてです。

2008年の福田康夫内閣の教育再生懇談会の委員で主権者教育のワーキンググループのメンバーであった篠原文也氏は、主権者教育とは、選挙教育や政治教育だけを指すものではない。主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うという教育基本法にのっとり、公共の精神をいかに育てるかが主権者教育の最大の眼目なのであるとし、若者に政治への関心を持たせるには、義務教育からしっかりと主権者教育を施す必要がある。成人になってから、いきなり投票へといっても遅いと指摘しています。

東京都品川区では、小中一貫高の中で、従来の道徳や特別活動、総合学習を統合した市民科という教科で、広い視野で自分と社会とのかかわりを学んでいます。品川区の情報紙をもとに、身近な区政の問題について子供たち同士で議論し、また、消費者や経営者の立場になって、お金の流れを学ぶ経済体験学習などを実施しています。

神奈川県では、よりよい社会の実現に向けて、規範意識を持ち、社会や経済の仕組みを理解するために必要な知識や技能を身につけ、社会人として望ましい社会を維持・運営していく力を養うため、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するとし、平成19年からシチズンシップ教育を小中学校でも社会科や特別活動の分野で推進しています。

シチズンシップ教育とは、簡単に言えば、市民一人一人が社会参加をしていくために必要な能力を身につけるための教育です。

神奈川県では、シチズンシップ教育の視点を導入して、小学校では第5学年の特別活動において、児童会選挙をしようと題材を設定し、小学生が人を選ぶことは難しく、人気投票になりがちであるが、児童にしっかりと選挙の仕方や意義を理解させ、正しい選挙を行う力をつけさせることが大切である。それが児童会活動を自発的・自主的な活動にする第一歩であり、児童に市民性を養う第一歩だと考えると、題材設定をして取り組んでいます。

中学校では第3学年の社会科において「地域を向上させる条例を制定しよう」では、1つ、地方自治の基本的な考え方について理解することができるようにする。2つ、地方公共団体の政治の仕組みについて理解するとともに、住民の権利や義務を意識し、地方自治の発展に寄与する住民としての自治意識を持つことができるようにすると目標に置き、民主主義の発展と充実を担う一員としての責任感を身につ

けさせることができるように取り組んでいます。

また、公民的分野では、教科書をもとに進める学習ではなく、1つのテーマを追求した学習を行うことが、生徒にみずから考えようとする態度を育てる上で有効であるとし、小選挙区比例代表並列性をテーマに取り上げ、選挙制度の工夫点にみずから気づき、選挙への興味を持たせ、新聞を読むことを習慣化したり、投票することを意識化することを狙いとしています。

授業の生徒の感想文では、これまで選挙というのがよくわからなかったけれど、実際に自分たちでやってみたら仕組みがわかった。政党ごとにやりたいことが違うんだなとわかった気がする。ドント方式をよく覚えて、やっぱりこの授業はやってよかったと思うと寄せています。

神奈川県では、シチズンシップ教育の視点を通し、小中学校の年齢から積極的に社会参加するための能力と態度を育成しています。

18歳選挙権が始まりますが、岩出市において選挙に対する意識の醸成がなされているかが心配です。そのことが低投票率の低下につながらないかと危惧します。

投票率については年々低下し、2014年、衆議院議員選挙においては、過去最低の52.66%で、前回よりも6.6ポイント減でした。年代別で見ると、20歳代が33.37%で、30代が43.78%と、いずれの選挙でも、他の年代と比べて、若い世代の投票率が低い水準にとどまっています。18歳以上に選挙権を引き下げれば、さらに投票率が下がる可能性も否定できません。主権者教育は、喫緊の課題であります。

義務教育の段階で主権者教育を実施し、確かな考えを持つ子供に育てることは、遠いようであっても確実ではないでしょうか。義務教育の中で主体的に社会に参画する態度を身につけさせる主権者教育の実施が必要と考えますが、お考えをお聞きます。

次に、18歳選挙権の3点目は、岩出市の児童会選挙、生徒会選挙の現状について、お聞きます。

卒業式に出席させていただきますが、生徒が運営する場面もあり、生徒会活動の活発な様子がうかがえますが、役員選挙についての立候補希望者や投票に關しての現状はいかがでしょうか、お聞きます。

2点目は、高齢者向け肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてです。

日本人の死因第3位で、高齢者の死亡率が高い肺炎の予防を目的に、昨年10月から成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化が始まりました。対象者については、5年間の経過措置として、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間は、各当該

年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者について対象とし、岩出市も対象者にはがきで通知し、3,000円の自己負担に加え、市が助成をしています。

3月27日付の新聞報道で、「肺炎球菌ワクチン定期接種率に開き」の見出しで、全国の政令市、県庁所在地、東京都区部で、2月中旬に行われた調査の結果が載りました。対象の住民数に対して、昨年10月から12月、前半3カ月ですが、に定期接種を受けた人の割合を接種率として調査したものです。報道では、和歌山市は自己負担3,000円で、接種率は29.9%でした。40%を超える長野市がありましたが、10%台の自治体もありました。岩出市については掲載がありません。この調査は対象ではなかったと思いますが、平成26年度において、接種率はどのような結果で、近隣自治体と比べるとどうだったのでしょうか。

次に、ことは友人が胸の異変に気づき検査をすると、乳がんが見つかり、手術を受けています。彼女は、自分は体系的にがんにかからないだろうと思って検診を受けていなかったと言いました。また、ことし、がんで知人を亡くしています。がんが身近に感じた年でした。

保健推進課では、がん検診において受診啓発活動の1つとして、コール・リコールを行っています。ことし10月に、私も再勧奨のはがきをいただきました。私は、昨年、半日ドックを受け、精密検査が必要な項目もあり、ことし1月、再検査をしましたので、通知をいただきましたが、来年、平成28年度にがん検診を受けようと思いました。コール・リコールを実施している大阪府池田市は、その成果が大きいと報じていますが、岩出市において、コール・リコールの効果はどのように出ていますか。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化の制度は複雑であり、対象者に対して十分な周知が必要であります。対象者が高齢ということもあり、より丁寧にきめ細やかな対応が望まれます。

先ほど言わしていただきましたが、がん検診では、米国疾病管理センターによれば、個別受診勧奨、再勧奨、コール・リコールは、各がん検診において効果が確認されていますと発表されています。コール・リコールが受診率に影響があるとするなら、がん検診と同様に、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者で、未接種者に対して、再度の個別通知で接種期限を知らせるなど、より丁寧にきめ細やかな対応が必要ではないかと考えます。肺炎球菌ワクチンの接種は、2018年度まで1回だけ受けられるからです。

島根県出雲市ですが、12月末までに戻ってきた予診表が約30%と少なかったため、未接種者に再通知を送ったことで、平成27年3月末時点で最終的な接種率は49.9%に達したそうです。

先ほどの新聞記事についてですが、次のようにも述べられています。周知方法の違いも接種率の差につながったようだ。また、呼吸器感染症に詳しい国立病院機構東京病院の永井英明外来診療部長は、全体的に接種率が低い。肺炎を予防し、その結果、医療費も減らせるとの判断で始められた定期接種なのに、残念だ。自己負担額を含め、高齢者が接種しやすいよう工夫してほしいとコメントをしていました。

市は、今後、忘れていないかと未接種者に対する再度の個別通知等の対応について、お考えをお聞きます。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員ご質問の1番目の2点目、小中学生への主権者教育について、お答えします。

主権者教育については、現在、学習指導要領に基づき、小中学校において、社会科はもとより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、話し合いなどを通じて考えをまとめ、みずからが適切な判断ができるよう、子供たちの発達段階に応じて、憲法や選挙、地方自治、政治参加に関する教育が行われています。

具体的には、小学校では日本国憲法の基本的な考え方、中学校では国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義などについての学習が行われています。

また、本市では、『せんきょの大切さを知ろう』をテーマに、「出張！県政おはなし講座」を招き、平成26年に岩出市小学校、平成27年には中央小学校で6年生を対象に選挙についての講義、クイズや模擬投票を行うなどの取り組みをしています。今回、公職選挙法が改正されたことを機に、義務教育段階からもさまざまな活動や場面を通して、これまで以上に主権者教育を推進していくことが重要であると考えております。

続いて、3点目の児童会選挙、生徒会選挙についてお答えします。

児童会・生徒会の選挙については、小学校では、各学期に実施している学校が2校、年に2回実施している学校が4校あり、1校を除き、学級委員など児童たちで構成する選挙管理委員会の主導で、教職員立ち会いのもと、立候補者の受け付けや

ポスター掲示、立会演説会を実施し、投開票を行っております。投票結果は、校内放送などで行っています。

中学校については、年2回実施し、各クラスの選挙管理委員から構成される選挙管理委員会において、立候補者の受け付け、公示、公約の生徒会新聞への掲載、立会演説会を実施し、投開票を行い、投票結果については、翌日、校内放送で行っています。

市教育委員会としましては、児童会・生徒会の選挙は、今後、主権者教育という観点からも、さらに重要になってくるものと考えておりますので、小中学校における児童会・生徒会の選挙の場を生きた教材として、主権者として政治や社会に関心を持ち、選挙の意義などについて、しっかりとした資質や教養を身につけることができるよう、小中学校に対し指導してまいります。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 宮本議員ご質問の1番、18歳選挙権についての1点目、選挙が初となる対象者への広報・啓発について、お答えいたします。

市選挙管理委員会におきましては、これまでも選挙人名簿の登録を行ったときは、満20歳となって初めて登録された人全員に投票に参加できるようになったことのお祝いと、この権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがきを発送して、選挙への関心を高める啓発に努めております。こちら、実際のはがきを拡大したものであります。明るい選挙のイメージキャラクター「めいすい君」が、あなたが主役ですと訴えかけるものになってございます。

選挙権年齢の引き下げが初めて適用となる予定の来年の参議院議員通常選挙の選挙時登録においても、年齢の引き下げに合わせた形で実施し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの教育長からの主権者教育に関する答弁にもありました『せんきょの大切さを知ろう』というテーマで、県の選挙管理委員会が実施する「出張！県政おはなし講座」につきましては、これまでは主に小学6年生を対象とされておりましたが、今回の選挙権年齢の引き下げに伴い、高校生も対象に加えられたところであります。12月16日、本日、那賀高校におきまして、3年生を対象に実施する予定であります。市選挙管理委員会でも「出張！県政おはなし講座」の実施に当たっては、投票箱や記載台、枚数計算機の貸し出しのほか、模擬投票における候補者役を担当するなどの協力をしております。

なお、若者の投票率の低下につきましては、市選挙管理委員会といたしましても危惧しているところであります。近年、若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されており、投票に行かない若者がふえているという状況の中、選挙権年齢が引き下げられ、若者に対して、いかに政治に関心を持ってもらうか、今まで以上に重要な課題であると考えております。

そのためには、議員ご指摘のとおり、主権者教育の取り組みが必要であると考えているところであり、今後も県の選挙管理委員会や市の教育委員会などとも連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、高齢者向け肺炎球菌ワクチンの定期接種についての1点目、10月からの定期接種率は、近隣自治体と比べるとどうかについてお答えします。

接種率については、平成26年10月から翌年3月までの半年間で43.72%、県内9市の平均42.31%を上回っております。

2点目、がん検診におけるコール・リコールの効果と未ワクチン接種者への再通知など住民への周知活動の充実についてお答えします。

がん検診におけるコール・リコールの効果につきましては、コール・リコールによるがん検診受診を実施した場合としない場合との比較が難しいため把握してございませんが、12月広報に受診勧奨記事を掲載したところ、市民から多くの問い合わせがありましたので、未受診者への受診勧奨の効果が出ているものと考えております。

また、未ワクチン接種者への再通知など、住民への周知活動の充実につきましては、高齢者向け肺炎球菌ワクチンはB類疾病の定期接種であり、接種を受ける法律上の義務がなく、対象者がみずからの意思で希望し、接種するものであることから、未接種者への再度の個別通知は考えておりませんが、引き続き、市のウェブサイトや広報紙、市役所ロビーでの行政情報放映により周知・啓発を行ってまいります。

なお、広報いわで平成28年1月号においても、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について記事を掲載することとしてございます。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 1番目、岩出市は20歳以上の投票立会人を広報紙などで呼びかけ、選挙への参加を促しています。今回、選挙権が18歳以上となったことで、投票立会人に

についても18歳以上の方に参加を促してはどうかと思います。

2点目、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化ですが、今回の定期接種経過措置は、非常にわかりにくいものです。高齢者にとって、ウェブサイトとか広報紙とかは、十分な周知の対応とはいいにくいものではないでしょうか。正しく制度を理解して、接種するかどうかを検討していただくためにも、丁重な周知は不可欠と考えます。定期接種期限を過ぎた後に、接種したかったという高齢者を出さないように、未接種者に接種期限等を含めた再度のお知らせを行うことが、死因第3位の肺炎から高齢者を守り、接種向上による医療費削減効果が得られるのではないのでしょうか。再度、ご答弁をお願いします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 宮本議員の再質問にお答えをいたします。

選挙が行われるときには、若者の選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所づくりを目指して、投票立会人を20歳代の方からこれまでも募集しております。この立会人の募集につきましても、年齢を引き下げた形での実施を検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 高齢者肺炎球菌に関する再質問にお答えいたします。

未接種者への再通知についてでございますが、高齢者肺炎球菌は、平成26年9月までは任意接種とされ、みずからの希望で接種された方もいらっしゃいます。市では任意接種を把握できないことから、これらの方にも通知することで、誤解を生じるおそれがございます。今後、近隣自治体の動向を調査しつつ、広報紙等による周知・啓発を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、福山晴美議員、一問一答方式で質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 13番、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一問一答方式で2点質問させていただきます。

まず1点目に、先生が多忙化と言われる今、岩出市の教育現場の現状について質

問させていただきます。

今回、私がこの質問をしようと思ったのは、私自身、今まで何人かの先生方と話をすることがあったとき、その先生方から、毎日、忙しいですとか、大変ですとか、そういう話をよく聞きました。学校に限らず、どのような職場でも忙しくて大変なのですが、学校、先生の場合は、余り忙し過ぎるのはどうかなとは考えていました。

保護者の方たちも話をすると、いじめ問題や不登校の話はよくあるが、最近、先生方がやらなければいけない作業がたくさんあって、子供たちを見守り、指導する余裕がなくなっているようにも思ったりするし、また、一方で、精神的に追い込まれている先生もいるのではとの心配の声がありました。これは学校の規模の大小ではなく、1人の先生、担任に課せられた仕事が多いからではないかと思います。

それは小中の教員が負担と感じる主な業務として、国や教委からの調査やアンケートへの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成、保護者・地域からの要望・苦情などへの対応、児童生徒・保護者アンケートの実施・集計、成績一覧表・通知書の作成、指導要録の作成等の業務が挙げられています。このように、先生の多忙化が進めば、子供たちの育成、見守り、指導にも影響が出てくると思うのです。先生の負担を少しでも減らすことによって、先生と生徒が向き合い、話し合う時間もふえるのではと考えます。

横浜のある小学校で、職員室業務アシスタントを市教委がことしから始めたようです。もと教員がアシスタントで、先生のサポートをするとのこと。その内容は教員でなくてもできる仕事全般を引き受け、学校だよりの印刷から学校行事の招待状の用意、簡単な丸づけ作業までを行うそうです。このアシスタント制度ができたことで、教員が子供にかかわる時間と副校長が校内を見て回る余裕ができたとコメントしていました。また、このような取り組みは、岡山県でも教員の授業準備を手伝う非常勤の教師業務アシスタントを始めたそうです。

岩出市でも、地域が学校の協力をするることにより、先生の環境が改善されているケースもあると聞いています。地域の協力を得ることで、少しでもスムーズにいくのであれば、とてもよいことだと思います。教員の負担を軽減することは、子供たちに、より細かく育成・指導の時間がとれることで、子供たちとかかわる時間がふえ、子供たちにとっては大変よいことだと思います。

人が人を育てていくと私は考えます。育てる人の心に余裕があるのとないのとでは大きく違いがあります。そこで、岩出市の教育現場の先生の状況をお聞きしたい

と思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

福山議員ご質問の教育行政について、お答えいたします。

まず、岩出市の教員の多忙化の現状についてですが、議会や研修機会の増加、保護者対応を初めとする家庭教育に関する取り組み、子供を取り巻く環境の大きな変化に伴う新たな生徒指導等、岩出市に限らず、かつては余り見られなかった事柄等への対応等が増加し、教員の多忙化が進んでいると認識しております。

教員の業務を助ける取り組みとして、横浜や岡山県の例をご紹介いただきましたが、岩出市でも介助員を17名配置し、特別な支援を必要とする子供への介助や特別支援教育担当教員の業務補助を行っております。

また、岩出図書館からの司書派遣についても、子供の読書活動の推進と学校図書館教育における教員の業務に大きく貢献しているところであります。

しかし、基本的には、教員の負担軽減等の人的措置につきましては、県教育委員会の管轄であると考えており、できるだけ多くの加配教員等を配置していただけるよう、県教育委員会に対し、常に要望しているところであります。

また、根来小学校では、地域共育コミュニティとして、地域の方々が授業の補助に入っていたり、子供たちの安全を見守っていただいたりしています。このような取り組みは教員の負担を軽減しているものと思われ、地域の方々の学校に対する理解が深まることにつながると考えます。今後、このような取り組みのノウハウを各学校に広げていきたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 先生の多忙化については、いろいろと考えてくださっているようで、これからもできるだけ子供たちに先生がかかわる時間をつくってほしいと思います。答弁にもありましたが、地域の人たちによる協力も、先生方の負担を軽減できるものであれば、地域の方たちが学校に来ていただいて、学校のことを理解していただく場をつくっていくのもよいかと思います。

先日、根来小学校で、民話伝承などを生かした地域活性化事業の「ふるさと発見！昔話から見た根来のようす」を私も見せていただきました。これには保護者の方、地域の方たちもたくさん来られていました。子供たちにはふるさと岩出を知る

ことができ、地域の人たちにとっては、学校に足を運んでいただけるよい機会かと思ひます。今回は根来小学校でしたが、今後、他の学校で開くこともよいのではと考へるんですが、お考へをお聞きしたいと思ひます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

議員からご紹介いただきました根来小学校での取り組みは、生涯学習課の事業でございます。県の補助事業を活用した民話伝承などを生かした地域活性化事業でございます。当日は、保護者はもちろんのこと、地域の方々もたくさん来校され、岩出に伝わる民話や子守歌などを楽しんでいただきました。このような取り組みは、ふるさと教育の一環として、地元岩出市に対する愛着と誇りを醸成する絶好の機会であり、古くから地元で伝わる文化を次世代へ引き継いでいく貴重な取り組みであると認識しております。

さらには、こういった取り組みを通して、地域の方々を学校にお招きすることは、開かれた学校づくりを推進し、地域の方々が学校に入りやすくなる環境をつくることにつながると考へます。今後も生涯学習課と教育総務課が連携しながら、このような取り組みを推進していくことが重要であると考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 次に、高齢者の居場所づくりについて質問します。

高齢になっても、元気で生きがいを持ち、住みなれた地域で生き生きと暮らしていくことは、誰もが持つ願いであります。岩出市では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が年々増加していると聞いています。また、転出入など人の移動が多く、地域、人とのつながりが弱くなっている現状があります。このような環境に加え、高齢の方は病気や身体機能の低下が影響して、家の中に引きこもりがちになり、地域で孤立してしまうおそれがあります。

高齢の方が明るく楽しみのある生活を送るためには、身近な地域でつながりをつくり、高齢の方が気軽に集まって話をしたり、趣味の活動を楽しむ居場所が必要であると思へます。

岩出市地域福祉協議会の活動として、岩出、上岩出、山崎、根来各地区に高齢者交流の場を設け、積極的に地域ボランティアの方が中心になり、活動されています。そのほかにも各地域に規模の大小はありますが、各自工夫を凝らし、サロンや、また自宅を開放して開催するなど、さまざまな形でボランティアの方々の協力で、交流の場所づくりが進んでいると聞いています。

岩出市でも、本年6月から、いわで御殿において高齢者交流事業、ゆったりカフェが開始されました。近所に住んでいながら顔を合わすことも少なくなった今、家の近くで、気軽に外かけて、楽しく話をし、笑い声が絶えず聞こえるような場所が本当に必要です。この事業も高齢者の仲間づくり、居場所づくりを進めるのに大変意味がある活動です。

高齢者交流事業についての質問させていただきますが、高齢者交流事業、ゆったりカフェを今後どのように進めていくか、考えをお聞きます。

2点目、認知症を見守るまちづくりについてお聞きます。

去年の9月議会で、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりについて質問させていただきました。今回、認知症を見守るまちづくりについて質問させていただくのは、認知症が社会的問題となり、新聞、テレビでよく報じられてきています。高齢化の進展に伴い、認知症の人数は2012年に462万人、約7人に1人であったのが、2025年には約700万人、約5人に1人になると予測されています。

私の周りでも、ここ最近、認知症について不安を感じる人が大変多くなってきています。もし自分が認知症になってしまったらどうなるのか。そのとき、家族は、社会は、認知症になった自分を受け入れてくれるのだろうか。自分はどうなっていくのか。不安で、心配で、でも心配をしても仕方のないこととわかっているのだが、不安が広がるばかりで、とっても毎日毎日が不安ですって、そういう話を聞きます。

また、家族が認知症になったときも自分で支えていけるのか、不安になると言います。地域の人たちが専門的な知識や技術を持っていなくても、思いやりの心で、さりげない手助けや見守り、声かけ等で支え合えることができれば、本当にいいことだと思います。

先日、テレビでも静岡県富士宮市「認知症になってもそれまでと変わらない暮らしができるまち」という番組を見ました。地域の大人も子供たちも皆で、認知症は病気であり、そのことを理解して、全ての人で支え合う。認知症の人のできないことではなくて、やりたいこと、できることを応援するというものでした。大変すば

らしい取り組みで、成功しつつあるとのことでした。

住みなれたまちで、安心・安全に地域で暮らしていくには、多くの方々の認知症に対しての理解が必要となります。核家族が進んでいる今、子供たちの身近な人が認知症になるかもしれない、そう考えると、子供たちにも認知症を理解してもらうような取り組みが必要ではないかと考えます。認知症という病気を大人も子供もよく知ることが認知症を見守るまちづくりの一步ではないかと考えます。

そこで質問させていただきます。

1 点目、安心して生活できる環境づくり、認知症を見守る対策についてお聞きします。

2 点目、認知症の人を含む高齢者への理解を深めるための教育の推進についてお聞きします。

○井神議長 ただいまの 2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 福山議員ご質問の 2 番、高齢者の居場所づくりについての 1 点目の高齢者交流事業についてお答えします。

高齢者交流事業は、平成 29 年度から実施する日常生活支援総合事業のモデル事業として、65 歳以上の介護サービスを利用していない方を対象に、同世代の方やボランティア、地域の方々と交流する場を提供することで、引きこもりを防ぎ、楽しみや生きがいを持って介護予防につなげていただくため、いわで御殿で毎月 1 回開催しております。

参加者には大変好評で、近くでこのような交流の場が欲しかった、みんなと話ができ楽しいといった声が多く聞かれるなど、回を重ねるごとに、皆さんの表情が生き生きと活気づいてきたように感じられます。

今後の取り組みについてでございますが、厚生労働省は、本年 4 月の介護保険法の改正で、住民主体の通いの場を地域にふやし、その中で介護予防の取り組みや高齢者同士の見守り、支え合いができる体制を整備していくとしております。本市といたしましては、交流を通しての介護予防や健康づくりの取り組みを推進するため、引き続き高齢者交流事業への参加を呼びかけていくとともに、高齢者が気軽に参加できるよう、市内各地域での開催を検討するなど、住民同士の見守りや支え合う意識の醸成を図るべく、関係機関、団体等と連携しながら、その体制づくりに向けて検討してまいりたいと思います。

次に、2 点目の認知症を見守るまちづくりについてお答えします。

平成27年1月、国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するための柱の1つとして、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進が位置づけられております。

本市における認知症施策についてであります。認知症予防教室や認知症高齢者とその家族のストレス、介護負担の軽減を図る支援として、認知症家族の交流会の開催、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り支える応援者をふやす認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症予防や認知症高齢者とその家族を支援する取り組みを行っております。

また、本年度は、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期発見・保護できるよう、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を創設するべく、現在、準備を進めているところでございます。

今後、ますます高齢化が進展し、認知症の高齢者の増加が見込まれる中、認知症は誰でもかかわる可能性のある身近なものであることを社会全体として認識していくためには、できる限り早い段階から認知症を知り、理解を深めることが重要であるとされております。

市といたしましては、より一層、地域全体で認知症への理解を深めていただくため、これまで実施している施策のさらなる充実と幅広い年代層の認知症サポーターの養成、認知症サポーターへのフォローアップ事業など、認知症予防や早期発見・保護の取り組み、認知症への理解を深めるための普及啓発活動などを積極的に推進してまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 高齢者への理解を深めるための教育の推進について、お答えいたします。

小学校では、既に高齢者疑似体験や老人福祉施設訪問、お年寄りを招いての昔の遊び体験など、総合的な学習の時間や生活科等において取り組んでいるところでございます。中学校においても、総合的な学習の時間や職場体験等で取り組んでいます。

ますます高齢化が進む今日、認知症を含む高齢者への理解を深める教育は、ますます重要性を増してくるものと考えますので、本日、ご質問いただいた趣旨を学校にも伝え、奨励してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員　まず、高齢者交流事業なのですが、私も、高齢者交流事業、ゆったりカフェにボランティアとして参加させていただいていますが、答弁にありましたように、回数を重ねるごとに、参加される皆さんや笑顔とか笑いが多くなってきたように思いますし、その中では、皆さんと歌を歌ったり、体操したり、手遊びをしたりやっています。先日も岩出警察の方に来ていただいて振り込め詐欺の話や交通安全の話、また市職員に来ていただきましてマイナンバー制度の説明など、身近に起きる生活に役立つことを話していただいて、それを取り入れております。このような身近で起きることとか生活に役立つことは、喜んでいただいています。

今後、市として、こういう高齢者の集まりの場に、こういった支援のお考えがあればお聞きしたいと思います。

もう1点、認知症を見守るまちづくりについてであります。昨年、私もお聞きしたときに、岩出市の認知症高齢者の人数が、平成26年5月末で822名であったと聞いています。現在の人数をお聞きしたいと思います。

2点目に、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を創設し、その準備を進めているとのことですが、この事業の内容と周知方法について、お聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　福山議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の集まりの場合への支援ということで、市として何かということでございます。市では、高齢者の集まりの場に、介護予防の普及啓発のため出前講座に出向くなど、今までにもできる範囲での支援を行っております。本年度は境谷地区から要望があり、介護予防教室を実施しているところでございます。今後も皆様からの要望がありましたら、可能な範囲で、出張講座等を実施していきたいと考えてございます。

それから、2点目のところで、認知症の方の人数ということでございました。

当市の認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から、認知症状があると判定された方は、平成27年11月末現在、951人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は8.72%ということになってございます。

それから、認知症高齢者と徘徊ネットワーク事業についてでございます。

この事業は、認知症高齢者等の徘徊を早期に発見し、適切な対応を行うため、家

族や市、警察、事業協力者が協力して、高齢者の命と安全を守るための事業でございます。具体的には、事前に希望される高齢者の情報を市のほうに登録していただきまして、市と岩出警察署で管理します。

次に、個人を特定する番号のついた靴に張るステッカーを配布し、登録者が行方不明になった場合、家族等が岩出警察署に捜索願を提出された後、岩出警察署からの報告を受けた市のほうでは、事業協力者に行方不明高齢者の情報をメール、またはファクスで配信し、捜索協力を依頼します。

事業協力者とは、業務で岩出市内を車等で行き来するような事業者で、日常の業務の中で支障のない範囲で、行方不明高齢者の発見・保護のための捜索に協力いただく事業者のことです。

それから、その事業の周知でございますが、2月広報に掲載予定となっております。また、徘徊等のおそれのある方は、介護サービスを受けられている方が多いと思われるため、ケアマネジャー等にも事業の説明を行い、対象となる方のご家族等に周知していただく予定としてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告3番目、11番、吉本勸曜議員、質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 11番、吉本勸曜でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

9月議会でもさせていただきました一般質問であります。堀口プールの事故について、1点目、ご遺族への対応について、2点目、再発防止策の進捗状況について、3点目、平成28年のプール開設に向けてをさせていただきたいと思っております。

9月でも一般質問させていただきましたが、その後の進捗状況等について質問させていただきたいと思っておりますが、事故の後、入院治療を続けられていたということで、一日も早い回復を願っておりましたが、お亡くなりになられたということでもあります。大変残念であり、ご冥福をお祈りしますとともに、ご遺族の方々には心からお悔やみ申し上げたいと思っております。不幸にも起こってしまった事故ではありますが、改めて、このような事故は二度とあってはならないということを強く申し上げておきたいと思っております。

9月議会では、事故発生時の状況と対応、プールの運営状況と安全管理対策、管理者としての責任と今後の対応について質問し、私なりの再発防止策を提案させていただきました。

今回は、その後、ご遺族の方々に対しての対応や再発防止策について、どのように考えられてきたのか。さらに、来年の夏はプールを開場するわけですから、どのようにして安全に運営していくのか等、3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、長い入院治療を続けられておりましたので、個人的には奇跡が起こることを願っておりました。議員も含めて、ここにおられる全ての方は、同じように思っていたことと思います。お亡くなりになられたこととお聞きして、ショックを受けた方もたくさんいらっしゃると思いますが、何よりもご遺族の方々のお気持ちを考えれば、本当に残念であり、複雑な気持ちであります。

今後のこととして、このような事故が発生した場合、必ず補償の問題が発生いたします。管理者責任を問われるということになるわけですが、私が調べた過去の事例においては、100%どちらか一方の責任ということはありません。双方、お互いに責任が問われており、その責任割合に納得ができない場合は裁判を争うということになっております。

今回の事故に対する補償の問題は、既に話し合いは進んでいるのでしょうか。私としては、できるだけ話し合いにおいて解決を図っていただきたいと思いますと考えております。お互いに言い分もあり、なかなかすぐには解決できない難しい問題であると思いますが、話し合いで解決を図っていただくよう全力を挙げていただきたいと思います。現時点において話し合いが進んでいるのであれば、お聞かせください。

次に2点目、冒頭に申し上げましたとおり、このような悲しい事故が二度とあってはならないということは、誰もが願っていることであります。しかし、今回の事例でもわかるように、本当にちょっとした時間の中で事故が発生してしまいます。小さい子供さんの場合は、ひとときも目を離してはいけないということでもあります。二度と事故を起こさないプールの管理と監視体制をどのように構築していくのかであります。

9月議会で、監視員と保護者との共同、大プールと小プールの間の部分に保護者の方々が子供たちを見守るスペースの確保という提案をさせていただきました。再発防止策についても議論が進んでいることと思いますが、どのような対策を考えておられるのか、現時点で考えていることがあれば、お聞きしたいと思いますが、いわゆる安全管理マニュアルとして、今後も岩出市のプール運営の基本になるものと

思いますので、しっかりとした再発防止策を検討していただき、安全管理マニュアルに反映させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、事故発生後の対応についてもマニュアル化が必要です。事故の内容や事故者の状況により、いろいろな対応が考えられますが、事故発生を確認した後、直ちに動けるような対応策が必要と思いますが、対応マニュアルについて作成できているのか、お聞きいたします。

3点目ですが、来年度のプールの管理について、どのような体制で取り組んでいくのか。私は、再発防止策を進めていくためには、9月議会でも提案させていただきましたが、人的な面と物理的な面の両面での対応が必要と考えております。どのように検討されたのか、検討結果をお聞きしたいと思いますが、いかにすばらしい防止策であっても、人的面は、いつも100%機能するものではないということを想定しておかなければならないということです。

どれだけ物理的な面での防波堤を築けるか、人的な面は物理的な面の上に立つものという考え方で、物理的な面をいかに充実させるか検討されたのであれば、その方向性をお聞きして、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 本年10月13日に5歳の男児が、8月27日に発生した市民プールでの事故によりお亡くなりになりました。まずもって、この場をおかりして、改めて本児のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

今回の事故を忘れてはならない教訓として、再発防止に努めることが、私たちの重大な責務であると考え、事故のあった堀口プールだけでなく、東公園プールとあわせて対策を進めているところであります。

それでは、1点目のご質問、ご遺族への対応について、お答えいたします。

これまでに計5回、ご家族の方々と面会して話し合いをしております。話し合いでは、当初、教育委員会がこの事故に関して把握している状況とご家族の認識とのすり合わせを中心に行いましたが、今回の事故における市側の問題点や瑕疵等も踏まえ、議員のおっしゃるとおり、話し合いで解決すべく、ご遺族の気持ちに寄り添い、できるだけ誠意ある対応をしていくことを基本に、今後も継続して、ご遺族と協議していくことにしております。

次に2点目、再発防止策の進捗状況と、3点目の平成28年度のプール開設に向けてについて、一括してお答えいたします。

吉本議員からの9月議会や今回のご指摘のとおり、人的な面は物理的な面の上に立つという考えのもと、物理的な面での改善点としては、小プールと大プールの間の柵を広げ、幼児が小プールから大プールへ1人で移動できないよう遮断するほか、今まで事務所に置いていたAEDをプールサイドに設置できるよう工事を行います。人的側面やソフト面では、管理に当たる者の責任の意識を高め、資質向上を図るため、事前研修の充実や救命講習受講の義務づけを行うとともに、現場での事故を想定したプールでの実地訓練を実施いたします。

そのほかにも安全点検のチェック項目をふやし、点検表に基づくチェックを徹底するほか、毎日の始業前・終業後の打ち合わせを充実させ、特に安全に関する事項については、確実に引き継げるようにいたします。

新しい管理マニュアルには、もちろんこういった内容とともに、今回の事故で明らかになった課題の具体的な改善策及び万一事故が発生した場合の緊急対応や事故後の事故対応等を記載しております。また、教育委員会では、この新しいマニュアルをより安全性を高めるため、現在、各部局代表者によりその内容を検討しているところであります。

今後も、さらに物的・人的側面やマニュアル等の検討、幼児等に同伴する保護者等への協力依頼、啓発の検討を継続し、二度と同じ事故は繰り返さないという強い決意のもと、平成28年度のプール開場に向け準備を進めてまいります。

なお、以上がプールに関する対応であります。教育委員会として取り組まなければならない内容はほかにもございます。例えば、教育委員会が設置する他の施設の安全管理、小中学校においてのプールの安全管理、階段等での事故防止やその他の安全管理、情報漏えい、学校への不審者の侵入対策、災害発生時の対応等、想定されるさまざまな対応が求められております。これらの内容を総合的に含んだ危機管理マニュアルについても鋭意検討中であり、全力を挙げて取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 再質問をさせていただきます。

補償の問題について、ある程度の話は進んでいるとのことではありますが、先ほども言いましたが、できるだけ話し合いで解決を図っていただくよう、全力を挙げていただきたいと思います。

今の答弁で、今回の事故についての検証結果としての課題や瑕疵ということについてお答えがありましたが、具体的にどのように把握され、認識されているのか、

まずお聞きしたいと思います。

どの市町村でも安全管理マニュアルを策定していますが、全ての市町村が同じ内容にはなりません。プールのあり方、実態に合わせたマニュアルが必要です。検証結果において導き出された課題をどのように解決していくのか、今回の安全管理マニュアルは、検証結果を十分反映したものでなければなりません。また、マニュアルを作成した後は、マニュアルに書いていることをきっちり実行していくこととなります。

1回目で質問しましたが、物理的な面と人的な面の両面で、しっかりとした再発防止策をしっかりと実行していく。これができないのであれば、私は、来年のプール開場は控えていただきたいとまで思っております。来年度のプールの開場の2カ月間、生涯学習課だけでの監視が厳しいのであれば教育委員会全体で取り組む。教育委員会全体でも厳しいのであれば市役所全体、全庁体制で取り組む。担当以外の職員さんも事故防止策をしっかりと認識し、人の命を守るという強い決意を持って監視業務を行うことで、他の業務に対する認識も変わってくるのではないかと思います。この点についてもどのように考えているのか、お聞きして、再質問を終わります。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員の再質問にお答えさせていただきます。

この事故が起こった直接な原因として、市側の瑕疵は、監視員は本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや、大プールに入った瞬間を見ていなかったということであります。これらについては、監視員等に対する協力や訓練が不十分であったことが原因であると考えております。こういった反省点を踏まえ、それらを新しい安全管理マニュアルに反映させるとともに、マニュアルに記載した事項は、確実に実行していく覚悟でございます。

なお、運営体制につきましては、今までも教育委員会内で協力し、当たってきましたが、平成28年度は、さらに教育委員会全員の責任の意識や資質を高め、教育委員会が一丸となって運営に当たる所存でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この12月議会では、道路整備について、教育文化ゾーンにふさわしい根来寺周辺の環境整備についての2点を質問したいと思います。一問一答形式で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、道路整備について質問を行います。

岩出市は、昭和63年度に人口3万人を超え、現在では5万3,000人を超える、こういう状況になってきています。この間、都市化に伴い、乱開発が進められてきた結果、行きどまりや迂回のできない、そういう地域が市内のあちこちに生まれてきているという状況となってきました。この間、市としても都市計画道路の促進などで、さくら保育所から粉河加太線の間を初めとして、一定の改善も図られてきているわけですが、今後、行きどまり対策、迂回策、今後の都市計画道路や道路整備、この問題について、どう取り組もうとしているのかをまずお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出市の現状から見て、俗に言う南北を結ぶ道路はあるんですが、東西を結ぶ道路、この道路が少ないという現状があります。開発されている地域との関係で、農免道路のような東西を直線的に結ぶ、こういうような道路は大規模な区画整理事業を伴うことになって、こういう点からは、現実的ではないのではないかと考えます。今後、東西を結ぶ線という点では、市としては、どのような方向性で各地域の東西道路というのを改善という点を進めるのか、2点目としてお聞きをしたいと思うんです。

3点目として、今、京奈和道路の開通によって、交通量なんかもふえてきているという状況の中で、今、他市町村から岩出市を通る、そういうような車も数多く見られています。この点では、きょうもこちらに来るときには、熊谷というナンバーなんかも見受けられました。まさに関東圏からでも、この京奈和道路を通して来ているという状況だと思うんです。

この点では、京奈和道路への案内表示板という面では、この京奈和道路から和歌山方面に向かう点では、泉佐野線と大型農道の交差部、ここには和歌山方面、俗に

言う、安上のエニシル方面ですね、そちらのほうに向かう誘導看板というのは、現実にあります。しかし、今度、逆に粉河加太線の安上におけるエニシルという部分については、京奈和道路への誘導看板というようなものではありません。根来小学校の東の交差点ですね、ここなんかについても、そういう誘導看板というのも、表示板というのはありません。

また、農免道路の川尻交差点、これは西のほうから走ってきた場合に、泉南という部分の書いた文字、こういう看板はあるんですが、京奈和道路はこちらですよというようにわかるような、そういう看板の案内表示というのはありません。

また、粉河加太線の根来の交差点の部分、ここの部分なんかについても、実際に京奈和道路についてはこちらですと、京奈和、左ですとか、和歌山方面から来たら、京奈和道路は左側ですよというような矢印なり、左側というような、そういうドライバーの目線にはっきりとわかる、こういうような形の案内表示というもののなんかないわけです。こういう点では、県に対して、そういう案内板の表示というものを見直すというんですか、そういう部分なんかも含めて、ドライバーなんかに対して、特に他府県から来られた方にも、もっとわかるような形で、そういう案内表示板の見直しというものの働きかけを行ってはどうかというふうに思います。

4点目は、粉河加太線のうぐいす台からおりてきた交差点の部分、これは変則交差という部分となって、通行しにくいという地点になってきています。この間、市としても、ずっと改善策というものが考えられてこられたわけなんですけど、現時点で改善の方向性というのは見出せたのか、この点をお聞きしたいと思うんです。

また、現在も変則道路という部分を解消するための地権者の方との関係なんかでも、引き続いて交渉されておられるのか、それとも、今のこのままの現状以外にいいのかという形になっているのか。この点について、4点にわたって質問をしたいと思います。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　宅地造成において、新たに設置される道路につきましては、開発区域の規模や現状、周辺の土地の地形及び利用の対応に照らし計画しておりますが、小規模な宅地造成の場合、行きどまり道路を全面的に禁止することは、現実的には困難であると考えます。

開発協議におきましては、できる限り通り抜けや環状化を図るよう指導しておりますが、やむを得ない場合は、建築基準法施行令に基づき、車両の通行上、支障の

ないよう計画を行っております。なお、生活道路の整備として、開発地域や集落から幹線道路への接続道路を優先的に拡幅する事業にも取り組んでおります。

次に、岩出市の東西を結ぶ道路が少ないという話は初めてお伺いしましたが、現状につきましては、北から市道根来北大池線ほかの、通称広域農道、岩出根来インターチェンジへのアクセス道路である市道根来安上線、県道粉河加太線、市道山西国分線、国道24号、県道小豆島岩出線、県道和歌山打田線等の主要幹線道路が整備されております。さらに、平成28年度には京奈和自動車道紀北西道路が全線開通することから、これ以上の東西の幹線道路については必要ないものと考えております。

なお、今後の道路事業につきましては、交通量が年々増加している市道山西国分線の交通安全対策事業である歩道整備事業及び交差点改良事業を重点的に進めてまいります。

次に、京奈和自動車道への案内標識板設置についてであります。岩出根来インターチェンジ供用を見据え、岩出市と関係機関が対策協議におきまして、スムーズに岩出根来インターチェンジへ誘導できるよう案内標識板の検討を行っておりますので、問題ないものと考えております。

次に、うぐいす台入り口交差点につきましては、車が交差点内に停車しないようT表示の交差点表示を設置しております。しかし、抜本的な解決に至らないので、以前から県警察本部交通規制課に信号による対策をお願いしているところですが、西側の交差点との距離が短いため、信号制御は困難であると言われております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁をいただきました。その中で行きどまりなんかの解消ですね、こういう部分なんかについては、実際には工事そのもの自身進めていく、道路行政ですね、進めていくという部分では、住民感情なんかとの間も含めて、非常に難しいものがあるとは思うんです。そんな中で、実際には、私、今度の第2次岩出市長期総合計画の後期基本計画、この部分、素案なんです、改めて見てみたんです。すると、この中で、先ほどの答弁の中では、東西の道路については必要ないというお答えをいただいんです。

この素案の中には、縦線の道路、この道路と東西、この東西を結ぶ道路、この道路については、南北の幹線道路などへの主要幹線道路を結ぶ道路の建設計画に取り組むと。東西の道路は必要だという形で、はっきりと明確に、この素案の中にも、これ打ち出されてきているんですね。だから、今の答弁だと、この素案の中身でも

違うんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、東西の道路は要らんのだという、その説明は、そういう部分については、どのような形で整合性という部分が出てくるのかなと。特に、この中で書かれている、25ページなんです、この25ページのところには、2番目のところで、安上中島線などの主要な南北幹線道路が完成する中、これらの主要幹線道路を結ぶ道路など、生活道路の整備実情を図るための建設計画に取り組みますという形に書かれているんですね。

それでいうと、俗に言う、そういう部分なんかでは、しっかりと縦の南北の幹線道路につなぐ、そういう道路ということは、俗に言う、やっぱり東西の道になるというふうに、私は本当に思うんですね。だから、そういう点では、そういう部分なんかも含めて、今後のそういう形での道路計画というのは、今後、どのような形でその事業を進めていくのかというのを改めてお聞きをしたいと思いますし、この間、今もお話があったんですが、接続道路というんですか、そういう部分なんかでしていく、そういう整備は行っていくんだということなんですが、今の住宅密集地という関係なんかでいうと、その地域というんですか、その地域を限定して、俗に言う、再開発事業というような、そういう形も含めて、市としては、今後進めていかざるを得ないのか、そういう点についても、再度お聞きをしたいと思うんです。

もう1点は、現実には、案内表示看板というのは、いろんなところで議論したから、もう必要ないよという、そういう答弁だったんですが、実際には、先ほども言ったように、農免道路の川尻の交差点の手前の看板なんかには、京奈和自動車道という、そういう表示板そのもの自身も、やっぱりないんです。根来の小学校の東側のところなんかでも、そういう部分の表示というものはありませんので、今後どのような形で、もっとそういう表示板というのを、表示の関係で、わかりやすいような形で、案内をできるような形で進めていくという点では、やはり、私は、先ほどの看板、もう必要ないよというんじゃないしに、改めて県に対しても、そういう形で要望していったらどうかというふうに思いますんで、改めて、その辺のお答えいただきたいなというふうに思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　増田議員の再質問にお答えいたします。

後期基本計画の話ですけども、広域幹線道路であります京奈和自動車道紀北西道路、これの開通をもって、東西南北、本市の骨格をなす幹線道路の整備というのは、

一定の終了を見ると、このように考えてございます。

ただ、今後の交通量の増減によりまして、例えば、開発が進んだ地域がありますと、生活道路等をまた検討していかなければならないということにもなってくるかと思いますので、そういうことで計画を検討すると、こういうことでございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 道路案内標識についての再質問にお答えします。

まず、標識の設置箇所がないというご質問だったんですが、根来の交差点については、案内標識板は設置しております。それと、道路の案内標識は、市外からの旅行者のように道を知らない人に対して案内するもので、わかりやすいように主要幹線道路を使って誘導するようにしています。

標識を余りにも設置し過ぎると、煩雑となって、かえって混乱を招きますので、例えば、大きくない交差点で、直進の場合は設置していないようなところもあります。また、農道のような道路につきましては、市民など道を知っている人が通行していると思われるので、案内標識は設置しておりません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 案内板の表示については見解の相違であるというふうに、もうなってしまうかなというふうにも思うので、あくまでも、それは市の考え方がそうだというんであれば、私は、少なくともそういうところにはありませんよという形で指摘をさせていただいたんで、今後とも、より一層、幹線道路という部分という観点から考えても、粉河加太線にはありますよというだけの話であって、農免道路にはないという形ですので、そういう点でいうたら、農免道路なんかも基幹幹線の1つだという、そのことだけは、そういうところにはないんだという、そういう指摘だけはさせていただきたいと思います。

それと、東西の道路の関係については、実際には幹線道路というのを結んでいくという道路については、今も答弁があったと思うんですが、開発の部分なんかもあわせた上での幹線道路へ結んでいく道路をつくっていくんだという、そういうふうに認識しますのであれなんです、ただ、実際に既存の部分で、袋小路というふうになっているところというのは、市内にも、例えば、高瀬団地にしても、総体の南側のあの辺の団地なんかにしてもそうなんです、それ以外にもいっぱいいろんなところであると思うんです。そういうところなんかは、市としては、そういう部分の点なんかについての市として、今後、解消していかなければならないというふう

に認識されているような地点というのは、どのような点で、今後改善を図っていくのかという、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　先ほどの答弁でも答えさせていただいたんですが、生活道路の整備としまして、開発地域等からの幹線道路に接続道路を優先的に拡幅する事業にも取り組んでおりますので、解消してほしいというご要望の声が多ければ検討していきたいと考えております。

○井神議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目に、教育・文化ゾーンにふさわしい根来寺周辺の環境整備について、質問を行いたいと思います。

根来寺周辺地域は、林町長の時代から教育・文化ゾーンとして位置づけられてきています。歴史的遺産、地域遺産を生かす上でも、住寺池周辺、ねごろ資料館や図書館周辺、前山地域などが、時代時代に整備もされてきているわけではありますが、今後、このような市として、教育・文化ゾーンという位置づけにふさわしい総合的な環境整備という点において、今後どのように進めていくという方針を持っていくのかという点、これをまずお聞きをしたいと思うんです。

2点目としては、この根来の前山には五百仏山遊歩道というものもあります。ここには四国八十八カ所のほこらが祭られて、頂上には東屋なんかも設置がされてきています。南は紀の川平野、北を見れば根来寺境内、これを一望できるわけですが、案内看板も設置されてからかなり経過もしてきていると思うんですね。その中で、古ぼけて見えにくい状況、こういうような状況にもなってきています。また、山火事注意というような看板なんかも朽ち果てているというようなところなんかもあったりまして、実際には、この遊歩道なんかに来られた方についても、決していい印象ですね、来てよかったなというふうに与えるような印象では、私はないと思うんです。

前山については、岩出町の時代に多目的保安林総合整備事業という形で、この間、整備もされてきました。現在、頂上まで行くまでの部分には、今も少し急な場所もあって、改めて、もうちょっと安全に行けるような手すりも含めた整備なんかも行って、ハイキングを初めとして、観光客の方たちにも、前山遊歩道ってこんなにす

ばらしいところだったんだと、再発見、これをしてもらう上でも、紀の川や根来寺境内の眺望のすばらしさ、こういうものなんかも知ってもらう上でも、市としても位置づけている、教育文化ゾーンにふさわしい環境整備というものなんかも行うべきだと考えます。この点について、お答えをいただきたいと思うんです。

3点目に、ねごろ資料館から根来寺までの大型農道については、歩道が、今現在ありません。歩道の整備も行って安全性も図るべきと考えるんですが、現在、整備計画も進められているというふうにも聞いているんですが、この歩道については、市として、完成のめどについては、どのようになっているんでしょうか。この点を3点目にお聞きしたいと思います。

4点目には、若もの広場の南には、新池というものがあります。また、その下には岩出図書館というものがあるんですが、周辺の地形というものなんかも生かした、そういう新たな活用方法という部分も含めて、住持池から根来寺という部分までの総合的な遊歩道や散歩道というようなことは、市としても考えないのか。また、地域における遊歩道整備という点については、市として、どのように考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

5点目に、根来の桜というものは、桜百選というものにも選ばれています。それが根来の桜という、そういう位置づけなんです。この間、この根来の桜というものを象徴していた「しだれ桜」というものが倒壊というんですか、幹が折れてという、そういう形の状況になって、以前のような華やかな、ああいうすばらしい状況にはなっていない、そういう状況になっています。

今も根元というのは残っているんですが、以前とは打って変わった状況になっています。「しだれ桜」の種子というんですか、「しだれ桜」の保存とか育成というものができないのかという、そういう形なんかで、この間、市なんかも、近大でしたかね、いろんな研究機関なんかとも協議もして、種子の保存とか育成にも、以前、成功したんだというようなことなんかも聞いているんですが、その後の経過というのがどうなっているんでしょうか。そしてまた、市として、「しだれ桜」という、そういう部分なんかの点について、今後の取り組みというのは、どのように対応しようとしているのかというのをお聞きしたいと思うんです。

これまでも、岩出市の、いわば一種、春の部分での観光の目玉というような形でされてきたやつが、今後も何十年ですか、30年、50年、100年というような、そういう部分なんかでも生かしていけるような、将来、岩出市の観光の目玉としていけるような形で、「しだれ桜」というものが再興というんですか、再び脚光を集めて

いくということができるような、そういう再興ができるのか、今のこの間の近況というのと、今後の市としての考え方とか、対応についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　１点目の根来寺周辺地域につきましては、現在、一乗閣、ねごろ歴史資料館の建設を進めているところであり、これにより、根来寺の歴史的・学術的価値や自然環境を生かし、周辺の緑化センター、根来山げんきの森、岩出図書館などと一体となって、楽しんでいただける地域づくりを進めてまいります。

次に、２点目の五百仏山遊歩道の整備に関しましては、月１回、ボランティアによる倒木の処理、草刈り、路面整備などを実施しているところです。現在のところ、特に新たな施設整備を行う予定はございません。なお、看板の修繕等については、ボランティアによる整備の中で、可能な限り対応してまいります。

次に、３点目のねごろ歴史資料館から根来寺駐車場までの市道、通称広域農道の整備につきましては、歩行者が安全に通行できるように整備を検討しているところです。

次に、４点目の新たな活用方法につきましては、現在、根来寺周辺観光促進事業として、施設整備等を行っておりますので、今後の観光促進事業の一環として、将来的な課題として対応してまいります。

○井神議長　教育部長。

○秦野教育部長　ご質問の５点目、「しだれ桜」の件について、お答えいたします。

市天然記念物に指定されている根来の「しだれ桜」を後世に残すため、根来寺は、平成16年に和歌山県の補助を受け、「根来寺シダレ桜『種の保存活動』事業」として、近畿大学生物理工学部へ種子の培養作出を委託し、種子の発芽状況を観察していましたが、発芽しなかったため、平成24年に岡山県勝央町にある独立行政法人森林総合研究所材木育種センター関西育種場に後継樹の苗木の育成を依頼し、翌年４月に、大島桜を台木に接ぎ木し、苗木の育成に成功しております。このうちの３本の苗木が、昨年３月に根来寺に戻されています。市といたしましても、根来寺と協議しながら、苗木の育成を見守ってまいります。

なお、親木についても、現在の状態を維持できるよう、根来寺に努めていただいております。平成17年からその費用の一部補助を行っているところでございます。

○井神議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、道路のときにも、この素案の後期計画のやつを参考にさせていただいたんですが、実際の後期の計画案ですね、その中では、根来寺を拠点に、旧和歌山県議会議事堂の移築とあわせ、ねごろ資料館を観光拠点とした新たな観光動線の構築とPRに努めると。観光施策に関する課題を抽出し、既存の観光資源の活用と見直しを図るとともに、市を代表する特産品の開発とPRに取り組む必要がありますと、こういうふうにも書かれています。

その点で、再度お聞きしたいのは、今、外国からの観光客というもののなんかもふえてきている中で、案内看板とか説明板、こういうもののなんかも、外国の方にもわかるような対応というもののなんかも求められてきていると思うんですが、こういう点では、看板とか説明板、こういうようなもののなんかは、今後どのように考えていくのかという点、この辺がまず1点です。

2点目は、この前山遊歩道という、前山に関しての遊歩道、これについては、実際に素晴らしい場所があること自体を知らないという市民の方も多いんじゃないんでしょうか。

以前、司馬遼太郎さん、この方が連載をした「街道をゆく」という紀行集の中で、この五百仏山と根来山に挟まれる根来谷、このことについて書かれているわけなんですけど、今、国の特別史跡となっている一乗谷という、浅井家が三代にわたって治めた、ああいう地域の一乗谷という、そういうところの眺望、こういう眺望に匹敵する見事な地形と絶賛した場所なんですね。そういう点では、貴重な展望広場となっています。

今、国の進める地方創生という視点で、こういうような場所を生かして活用することこそ求められているんじゃないでしょうか。同時に、このことは地方創生で言われている補助金、こういう補助金の活用という形にも、私はつながってくると思うんですね。

実際には、この場所以外にも住持池を含む根来地域の歴史的な遺産を生かす上でも、私は、この後期計画の中でも、しっかりとした、やっぱり位置づけを持って取り組んでいくべきだと思うんです。この点について、前山についての視点ですね、前山についてどのように見ているのか、こういう視点について、再度お聞きをしたいと思います。

それと、もう1点、これは環境という、そういう面から憂慮するというんですか、そういうところが根来のところにあるわけなんです。それはもとのあおい荘、今、徳

助という看板がかかっている場所が、倒産したんでしょうかね、そういうような形で、今、工事現場なんかにもあるような、そういう形でふさいでいるというんですか、そういうような状況なんかもあって、特に南側の道をずっと通ってくるというような形なんかをすると、いわば幽霊屋敷と言っていいんですか、幽霊屋敷と見間違えるような、そういうような状況にもなっている場所があります。

そういう点では、個人の土地という、そういう関係もあるんですが、建物も含めてそうだし、周辺の道路関係もそうなんですが、少し見苦しいような、そういうような状況にもなっています。こういう点では、もう少し行政として行政指導というような形で、きれいな、そういうような環境づくりという部分も含めて進めていっていただけるといようなことなんかはできないのか、その辺、再度ちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、外国からの観光客に対してのご質問なんですが、W i - F i の環境整備や表示の多言語化を行ってまいりたいと考えております。

次に、遊歩道についてなんですが、遊歩道のほとんどは市の土地ではありませんので、ご質問のように補助金を活用して整備するということとはできないんですが、根来寺を中心とした観光振興の一環として、P R という方向では検討していきたいと考えております。

それと、あおい荘なんですが、これは根来寺の所有となっておりますので、今後もし引き続き指導してまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただいたんですが、私が言いたいのは、実際には、岩出市において、いわば観光という部分なんかにもつながっていく、そういうような場所がありますよと。その1つが前山やということで、すばらしい名所なんだと。眺望なんかすばらしいところがあるんだと。そういうところをやっぱりしっかりと生かしていくというのが、私は大事だと思うんです。

ところが、私、ちょっと素案のやつ読んでみて、非常に残念だなと思ったのが、この中には前山遊歩道というような言葉、1つも見つけることできなかったんです。住持池、これも観光面のとこだけしか見てないので、住持池、ひょっとしたら教育

関係の部分のところで出てくる可能性はあるんかもわからんけども、現実的には、住持池そのもの自身を観光という、そういう部分に結びつけていくという、そういう部分の発想での現状と課題という部分なんかも含めたところに載っていないのが、非常に私としては残念だなというふうに思うんです。

そもそも、そういう地域的な、岩出市そのもの自身をアピールしていける、そういう素材がせっかくありながら、そういうところになかなか市としても目が行っていないというような現実があるんじゃないかというふうに思うんです。そういう点では、今後、そういった住持池という部分なんかもそうだし、前山という、そういう部分なんかもしっかりと、市としてもアピールしていくという、そういう方向性そのもの自身がどうなのかという点、私はそういう部分なんかも、しっかりとこの計画の中に盛り込んで、岩出市そのもの自身を発信していくという、そういうことがもっと必要じゃないかなというふうに思いますんで、この点について、住持池とか前山という、そういう部分について、改めて、どのような視点で資源として生かしていくような形で取り組んでいくのかと、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　再々質問に対してお答えいたします。

根来周辺観光促進事業といたしまして、市で現在取り組んでおります。その中で、いろいろ関係者の皆様等のご助言等をいただきながら、既存の観光資源である根来寺周辺というのを生かした形で、観光の振興に取り組んでいくわけでございます。これにつきましては、根来街道グリーンツーリズムでありますとか、紀の川緑の歴史回廊という、こういう計画の拠点として、根来寺から情報を発信していき、広域的連携によって観光の拠点となるような、そういう取り組みを図っていきたいと考えております。

現在のところ、エリアとして考えておりますのは、住持池のほうについてまでも考えておりませんので、今のところ、ねごろ歴史資料館、一乗閣、根来寺、緑化センター、図書館、民俗資料館、根来山げんきの森、そういったところを生かして、中心部として整備を図っていくところでございます。

なお、前山につきましては、現在でも、まちづくり協議会などの語り部と歩くハイキング、それから、根来寺かくばん祭りなどでもポイントラリーとかして、今も活用させていただいておりますので、根来寺におきましても、昨年度、桜の植樹等

実施しておりまして、整備の方針というのを持っておられますので、市も観光振興の一環として、これから総合的な活用を図っていきたいと思います。

○井神議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

臨時職員等の処遇改善を。安心して働き続けられる環境にするために。

労働者の3人に1人、25歳以下の青年労働者では2人に1人が、今、臨時、派遣などの、いわゆる非正規労働者ということになっています。全国で年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアが1,000万人を超えています。その原因は、労働法の改悪で、派遣など非正規雇用が大きくふえたことです。家庭が持てない、結婚もできない、家族のきずなも希薄になる。少子高齢化を助長すると、こういう結果を生み、また犯罪の増加など社会問題化している状況もあります。

公務の職場ではどうでしょうか。官製ワーキングプアという言葉も生まれ、官公庁でも非正規化が進み、官製ワーキングプアは全国60万人と言われています。全国の自治体の正規職員は減り続け、非正規職員がふえています。非正規職員の増大は、賃金格差や雇用の不安定化につながり、公共サービスや教育の質の確保にも影響を与えかねません。

過去、2011年6月議会にも取り上げましたが、公務員削減問題については、市民のニーズのあるところに必要な公務員が配置されているかどうかであって、この点を踏まえない公務員削減論は、真面目な議論とは言えず、事実上、市民サービスの低下を招く改悪と言わなければならない。公務員は、国民全体の奉仕者として、国民生活と権利を守る重要な役割を担っています。国民、市民の税金を無駄なく使い、国民、住民のための効率的で公正な行政運営を進めるためにも、公務員は少なければ少ないほどよいというものでもなく、福祉、医療、教育などに携わる人たちを減らしたりすることはやるべきでないと考えています。

憲法に保障された国民の権利、暮らしの安心・安全を守り、教育と医療、介護、福祉、保育などの社会保障や環境、防災を支えるためには必要な人員を確保し、その役割にふさわしい待遇と労働条件を確保してこそ行き届いた行政サービスができると言ってきました。

必要な部署には正規雇用が当たり前と考えますが、しかし、実際には、この岩出市でも非正規職員が配置され、なくてはならない存在ともなっています。住民と接する職員の賃金を初めとした労働条件や職場環境が保障されないで住民に質の高いサービスが提供できるのか。岩出市における現状、実態について明らかにしてほしいと考え、質問をいたします。

まず1つ目は、仕事の内容や責任に応じた賃金・手当となっているのか。

2つ目に、年休・病休・夏季休暇・忌引休暇制度はどうか。

3点目は、産前産後・育児・看護・介護休暇はどのようになっているのか。

また4点目は、経験年数加算についてお聞きをします。

次に、総務省は、2014年7月4日、公務員部長名で、臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用等についてを地方自治体人事委員会に通知しました。これは平成21年4月24日付にも総務省自治行政局公務員部公務員課長から、任用の際の勤務条件の明示及び休暇、その他の勤務条件に関して留意すべき事項等について示されましたが、総務省が行った調査で、臨時・非常勤職員が増加傾向にある一方、21年通知の趣旨が、いまだ必ずしも徹底されていない実態が見受けられる。また、臨時・非常勤職員の任用等に関連する裁判例や法令改正などの新たな動きも生じている。

このような事情を踏まえ、今回、臨時・非常勤職員や任期つき職員の任用等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるよう、改めて留意すべき事項に関し、考え方を取りまとめ通知されております。現行の臨時・非常勤職員の任用等にかかわる取り扱いを再度検証した上で、必要な対応を図っていただきますようお願いいたしますとありますが、この通知を受けて、趣旨に対する認識と処遇改善の取り組みについて、この間、行われた改正などございましたら、それについてお答え願いたいと思います。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　市来議員ご質問の1番目、臨時職員等の処遇改善をについての1点目を一括してお答えいたします。

現在、市の臨時職員は、事務補助員などの一般事務を初めとして、154人が在籍してございます。賃金、手当及び休暇については、岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例及び岩出市臨時的任用職員の任用等に関する要綱に基づき、支給及び付与してございます。

具体的に申し上げますと、賃金等の給与関係については条例第6条から第11条で

定めており、賃金額については、別表に記載のとおり、職種に応じて定めてございます。また、休暇については、条例第3条から第5条及び要綱第5条で定めており、年次有給休暇、忌引休暇、産前産後休暇、看護休暇、育児時間休暇は付与してございますが、病気休暇、夏季休暇、介護休暇は付与してございません。

なお、条例の定めのとおり、経験年数加算はございません。

次に、2点目については、総務省自治行政局公務部長通知の内容のどの業務に、どのような任用、勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には、各地方公共団体において判断されるものであり、組織において最適と考える任用勤務形態の人員構成を実現することによって、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要だとあり、それに沿った組織運営を行ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、具体的にいきたいと思うんですが、年休についてでございます。当然、岩出市の場合は年休のほうは認めてあるんですが、繰り越しというのを認めていないんです。この繰り越しは、なぜ岩出市としては認めていないのか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

この繰り越しについては、和歌山県内の自治体を調べますと、14市町村、繰り越しを認めてありまして、市としては、和歌山市、橋本市、紀の川市、田辺市などが実施しています。これについて、岩出市でも改善する方向性は、考えはないのかという点についてもお聞かせください。

夏季休暇でございます。夏季休暇についても、これ調べたところ、岩出市の場合は実施はされておられません。実施している和歌山県内は11市町村ありまして、市段階では、和歌山市、橋本市、海南市、田辺市、新宮市ではございます。なぜ、これ、岩出市では夏季休暇というのを認めてもらっちゃらないのか、その点もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

産前産後、育児、また介護、看護、それぞれあるわけですが、これについてでも、県内の状況を調べますと、産前産後も20市町村、育児も12市町村、看護も14市町村、介護も11市町村が認めているという形の県内の報告となっているわけです。岩出市として、ちょっと聞き取らなかったんですが、認めていない部分が、この中にもあると思います。それについての改善、例えば、育児だったり、介護だったりという部分では、改善の余地はできないのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

経験年数について、ここで述べたいのは、保育士の関係でございます。保育の質

という点では、保育士というのは経験です。いわゆる対人サービス、介護とか保育とかは、一定の経験が必要となってきます。経験の積み重ねは、雇用条件、労働条件に左右されます。働き続けられる雇用なのか、そうでないのか、あるいは働き続けられる賃金体系なのかどうかということです。特に保育士の場合、非常勤であっても、クラスを担任をするなど、長期にわたり正規職員と同様の仕事をしているというふうな形で考えています。

しかし、経験加算がなく、どれだけ働いても給料が上がらない。国は非正規は、あくまで臨時的に必要な仕事を補助的に担うものという概念です。しかし、実際には、国家資格を有する専門職は非常勤で、継続して雇用するケースも多く、非正規であっても常用雇用になっていると考えます。

私は、同一労働、同一賃金で、必要であれば正規での雇用は当たり前と考えますが、しかし、それができないなら、正規に近づける努力をこの自治体としてもすべきだと考えます。

この経験加算という点で、和歌山県内の状況を調べてまいりました。和歌山県の状況は、11の自治体で、保育士に関しては経験加算というのを実施しています。橋本市、紀の川市、御坊市、田辺市、新宮市、市段階ではこの部分が経験年数加算というのをされています。岩出市としては、ほかの市と比べても、時給などの単価というのは、和歌山市に次いで2番目に高く設定がされていることはわかります。しかし、これも保育士の人材が、なかなか募集をしても集まらないという状況があることも実際にはお聞きをしています。安心できる働き方にしてこそ、よい人材が集まり、働き続けていけることにつながるのではないのでしょうか。これは岩出市にとっても、何より保育を受ける子供や親にとっても安心して子供を預けられる信頼関係を築くことができる大事なことだと考えますが、この経験年数加算の実施について、今後、岩出市としてもそういう取り組みを行う方向、そういった考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の年次有給休暇の繰り越しの理由についてでございます。

ご承知のように、臨時的任用職員につきましては、半年ごとの新たな雇用であることから、繰り越しについては現行行っておりません。

それから、2点目の夏季休暇の件でございますけれども、これにつきましては付与

してないということでございまして、年次有給休暇で対応していただきたいと、このように思います。

それから、病気休暇については、これは労働基準法上の規定がないということでありますので、病気休暇は付与してございません。

それから、介護休暇については、これは法律で規定されておりますので、介護休暇の付与はしておりません。ただ、おっしゃったように、看護休暇については、制度としてございますので、適用されます。

それから、３点目の産前産後の関係の休暇でございますけども、休暇については、一般的に、国の非常勤職員の関係で、人事院規則が定められておりますので、その規則に定めのとおり、市のほうとしては対応しているというところであります。

それから、４点目の保育士等の経験年数の件でございますけども、他市の状況もおっしゃってございましたけども、臨時的の職員については、いわゆる臨時の職に従事するという趣旨、性格でございますので、経験年数についてはなじまないものと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、市來利恵議員の２番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後１時１５分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

市來利恵議員、２番目の質問をお願いいたします。

○市來議員 子どもの医療費助成制度と償還払いについて、質問を行いたいと思います。９月議会に引き続き質問をいたします。

これまでも取り上げてきましたが、子どもの医療費助成制度については、市民の方々が願う中学校卒業まで無料化をすることを強く願うものですが、現制度の問題点については議会でも述べさせていただきました。１割負担になり、私もたくさんの市民の皆さんから喜びの声を聞いております。しかし、それと同時に、償還払い制度への意見も数多く聞いてまいりました。まず、制度変更後の市民の声、意見

など、こういったものが市に寄せられているのかをお聞きいたします。

2 点目は、市民への周知には、行政のほうも努力されており、学校を通して案内を行っていただくなど、取り組みが行われているため、かなり保護者の方にも行き届いたかと、日ごろの会話の中からも受け取ることができます。制度変更から3 月が経過いたしました。医療機関受診と償還払いの申請状況は、現在、どのような結果が出ているのかをお聞きいたします。

3 点目は、9 月議会の一般質問において、答弁で、現物給付する上において、現在、その環境が整っていないということで、償還払いにしているとお答えになっております。その環境問題について、いつ整うのか、これについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問にお答えいたします。

1 点目の制度変更後の市民の声、意見などはどうかについてでございますが、開始当初での受給資格者の事前登録の際は、病院に行く都度、申請に来ないといけないうのかという質問が多数あり、まとめて申請することができますとの説明にご理解をいただいていたところでございます。

現在、申請窓口では、医療機関で1 割負担にしてほしい、申請に来るのが面倒といった声も聞かれますが、多数の方には返ってくるので助かると喜んでいただいております。

2 点目の制度変更からの医療機関受診と償還払いの申請状況はどうかについてでございますが、制度拡大分の償還払いの申請件数は、11 月末現在で1,038 件でございます。また、医療機関受診状況は、受給者の大部分が社会保険加入者のため、全件数を把握することはできません。

続いて、3 点目の現物給付する上においての環境問題は、いつ整うのかについてでございますが、現物給付方式導入に当たっては、審査支払機関における審査支払い処理が可能となるシステムの整備は必須となりますが、他のさまざまな処理が正確かつ確実に実施できるかどうかなど、あわせて十分検討、点検する必要があります。医療機関においても、それに沿ってレセプト請求する環境を整える必要がございます。

現在、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会と検討しているところでありますが、実施が可能かどうかを判断できる段階には至っていないことから、引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、現時点においてはご質問に対

するお答えはできかねます。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 いろんな形で、今現在、検討が進んでいるという形を言われていたと思うんです。ぜひ、私は、これやってほしいのは、現行制度では、一旦、窓口で3割負担が生じ、結局、お金がなければ行けないということにつながってまいります。今、子供の貧困が問題視されていると言われておりますが、子供の貧困は、イコール親の貧困でもあるということです。経済的支援という形で、子ども医療費のことをやっておられますが、ぜひ、現物給付の実施というのを可能にしていだけないか。これをぜひ実施する方向、確実にやるように着実に進めていただきたいと思うんです。

次に、現物給付すれば、今、国はペナルティー後、減額調整を行っておりますが、厚労省は、9月に、子ども医療費制度のあり方等に関する検討会を立ち上げております。今後、現物給付に対するペナルティーが廃止される場合も予想されるわけですが、廃止された場合は、速やかに償還払い方式はやめられていくのか、この辺もお聞きしたいと思います。

先ほどから、システムの関係で検討されているということですが、これまでの医療費の流れについては、就学前までの無料の場合は、該当世帯に医療受給者証が発行され、医療機関へ行けば、保険証と一緒に提出されれば、窓口無料となっております。医療費の支給を受けようとする医療機関等は、和歌山県国民健康保険団体連合会を經由し、診療報酬請求書にて請求がされるわけです。または和歌山県社会保険診療報酬支払基金を經由して、診療報酬請求書にて請求がされるということです。

県外の医療機関については、現制度と同じく償還払い方式でやっておりますが、これが通常の今まで行われてきた支払いだったと思います。現在の制度で考えれば、医療受診後、市民は窓口で3割負担払い、医療機関は7割分を同じように、連合会、支払基金に請求することになります。ここで違いがあるのは、市民の方は3割を払っているのに、2割分を市に申請を提出し、返していただくという事務作業が生まれてまいります。

同時に、行政側も市民と連合、支払基金等と両方へ対応が求められるということになるわけです。このことから考えますと、事務的な問題点からいっても、市民側にも負担を求め、行政側も二重に負担を強いられているということになるんですが、

このことから、窓口で1割でできるような形にならないのかという点です。

こういう過程でいくと、窓口1割負担で、もし市民が済めば、医療機関は9割を連合、支払基金に請求するだけで済む。簡単に言えばですよ、この流れで言うと、請求するのは簡単な方法ではないかというふうに考えられるわけです。市民の手間、行政の手間も省くことができる。これについてどのように考えているのか。システム上の関係等々をいろいろおっしゃるんですが、結局、この1割自己負担を強いていることが、かえってややこしくさせているのではないか。いろんな形で、和歌山県内、年齢の上限など、制度についても個々ばらばらでやっておられます。

しかしながら、この県内でも受領委任払いという形で、各自治体ができている中で、岩出市だけ、こうしたように負担を求めているということ、しかも、償還払いにしているというのは、この制度自身が妨げているのではないかというふうに考えられます。その点から見てどうなのか。

ぜひ、本来であれば、中学校卒業まで無料というのは求めるべきですが、しながら、現制度であるのであれば、1割負担で済むようにできる方向に必ず持って行っていただきたいのですが、その辺について、積極的なご答弁を求めたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、市の考え方は、これまでも何度か申し上げてきましたように、今回の1割負担にしていることにつきましては、少額でも自己負担していただくことで、子供を病気や事故等から守るという、子育てする立場の方としての務めを果たしていただけるものと考えてございますので、1割負担については、今後も引き続きそれで実施していきたいと考えてございます。

それから、市民の方あるいは行政にとってもということで、その利便性あるいは行政の効率化ということは、これは当然、改善できるところについては、改善を進めていくべきであるというふうには考えてございますが、まず、審査支払い処理の関係でございますが、審査支払い処理というのは、国保連合会において、レセプトに間違いがないかを審査した後、計算処理し、保険給付の部分は保険者に、それから、公費の分は県や市町村に請求し、医療機関等に支払いするというのが主な流れということになってございますが、公費負担医療と子ども医療が併用の場合に、一部自己負担金額をシステム上、どう判断させるか等に問題があり、また、高額療養

費の額を判定するためには、現状のシステムでは正しく計算できないといった危惧もございます。そういったことから、カスタマイズで対応可能かなどを検討しているというところでございます。

また、他のさまざまな処理という部分で、市の事務において必要とする帳票類のことで、主には負担金、これは療養給付費等の負担金、あるいは調整交付金、補助金につきましては、県の乳幼児医療費県補助金等の申請を正確に行うための帳票類やデータの提供が可能であるかなどを検討していると、こういうところでございます。

そういうことで、この現物給付につきましては、9月の議会において、環境が整い次第というふうにお答えをさせていただきましたとおり、現在、それに向けて、それが可能かどうかであるかということについて、関係機関等を含めて検討・協議を進めているということでございますので、現時点においては、現物給付は可能であるかどうかということの判断はできかねると、こういうことでございますので、ひとつご理解いただきたいと、このように思います。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

続きまして、通告6番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問をいたします。

まず1点目は、認知症対策についてであります。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は700万人に達すると推計されております。日本の認知症への取り組みが注目されております。今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防、治療法など、総合的な取り組みが求められるところであります。

先月、11月10日、岩出公民館におきまして、認知症サポート養成講座が、参加人数34名で開催され、私も参加をさせていただきました。内容は非常にわかりやすく、具体的な事例を用い、また映像による講義で、認知症の基礎的な知識を得ることができました。このような講演を地域包括支援センターの方々のご尽力により、企業

等にも行かれ、さまざまに展開されているところであります。

そこで、特に認知症にとって大事なことは、早期発見、早期治療であるとのことでありました。そこで、このたび私が提案するのは、現在、日本全国の各自治体が取り組みつつある認知症簡易チェッカーの導入であります。この簡易チェッカーは、認知症のごく初期、認知症の始まり、あるいは認知症に進展する可能性のある状態を本人などが簡単に予測できるよう考案されたものであります。

このテストの内容は、若い世代にも知識として持つておくべきもので、そうすれば世代間の摩擦は避けられ、家族間の思いやりもなされていく大切な知識となります。この制度の使い方は、どなたでも市等の公共のホームページから入るか、また、スマートフォンからも簡単にアクセスできるようになっており、身近に活用できるものであります。導入費用も安価で、ぜひとも早期の導入を提案いたします。

次に、当市の認知症サポーター及びサポーターリーダーは、現在、何名おられるのか。また、今後の活動はどのように考えられているか、お答えいただきたいと思います。

次に、小中学生への認知症への教育についてであります。小中学校においても、認知症サポーター小中学生養成講座を開催してはどうでしょうか。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援することを学ぶことは大切であると思います。ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に、2点目は、健康寿命の長い高齢者に表彰を考えてはどうかについてであります。

健康寿命のはかり方は、介護保険を使わず、自力で頑張っている方の年齢であり、恐らくそのような方々は、食事、運動、趣味、ボランティアなど、さまざまな分野で努力されている観点から、市としても、このような元気な高齢者を見習っていこうという観点で、表彰を差し上げてはどうかと提案いたします。

最後に、3点目に、当市の国際化を目指し、姉妹都市の提携をについてであります。

当市も、明年で市制施行満10年を迎えます。市長は、常々言われておられます市にふさわしいまちづくりの一旦として、岩出根来インターチェンジの完成とともに、阪和高速との連結も間近であります。今後、和歌山県の中でも、大阪への玄関口として最も重要な位置に存し、今後が大いに期待されるところであります。観光事業にも重要施策の1つとして取り組まれ、今後ますます海外からのお客様も大いに見込まれるところであります。

そこで、岩出市の若い方々も、ふるさと岩出を誇れるような国際都市へと発展していかなければなりません。そこで、従来の市長や議員などの行政交流だけではなく、経済、スポーツ、教育、文化等の国際交流の推進を図ることから、姉妹都市の提携を提案いたします。

次に、当市の職員で英語など外国語が話せる職員は何名いらっしゃるのでしょうか。また、今後のお考えはどのように考えておられるのか、お答え願います。

以上、3点の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問の1番、認知症対策についての1点目の早期発見、相談支援体制充実のための認知症簡易チェッカーの導入の考えはについて、お答えします。

認知症という病名や病状に関する認知度に高まる中、住民の認知症に対する不安は、高齢化の進行と相まって、大きくなっていくものと思われます。そのため、認知症の予防や早期発見、対応するための相談支援体制等、認知症施策の充実は非常に重要であると認識しております。

議員ご提言の認知症簡易チェッカーは、パソコンや携帯電話、スマートフォンで、高齢者本人や家族等が簡単に認知症のチェックができるなど、認知症の早期発見に有効であるとされていることから、導入している自治体があることは把握してございます。

本市では、今年度において、認知症の人や家族を支援するためのさまざまな情報をまとめた認知症ケアパスを作成することとしており、具体的には、認知症の人の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられるかなど、市内の社会資源をまとめたものに加えて、認知症予防のための会のチェックリストなども掲載する予定であり、作成後は、このチェックリストを活用していただき、認知症の早期発見につなげていただけるよう、広く周知してまいりたいと考えておりますので、現在のところ、認知症簡易チェッカーを導入する予定はございません。

なお、今後、認知症施策を推進していく上で、実効ある施策については前向きに取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の当市の認知症サポーター及びサポートリーダー、これはキャラバンメイトのことですが、は何名か、また、今後の活動はについてお答えい

たします。

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する本市の認知症サポーターは、平成27年11月末現在、697人であります。また、認知症サポーター養成講座の講師役になることができるキャラバンメイトは、平成27年11月末現在、20名でございます。

認知症サポーター養成講座は、毎年度5回程度の実施計画を立て、広報等で募集したり、一般の方や介護教室の修了者に講座を実施しております。また、それ以外に市内の事業所等からの依頼により、随時開催しております。市といたしましては、地域全体で認知症に対する理解を進めていくことが必要であることから、今後も計画的に認知症サポーター養成講座を実施してまいります。

また、養成した697人の認知症サポーターにつきましては、1回の研修では認知症の方への対応の仕方がわからない、認知症を温かく見守るといっても、どうしたらいいのかわからないという声もあることから、今後、フォローアップ事業等を実施していくなど、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、2番目の健康で介護保険を利用していない高齢者の方を対象とした健康優良者等の名目での表彰についてであります。介護保険サービスを利用できる65歳以上の第1号被保険者は、本年9月末現在、1万819人で、そのうち82.6%に当たる8,934人が要介護認定を受けていない方です。

健康な高齢者を表彰することは、健康を維持し、いつまでも元気で健やかに過ごすために、介護予防活動をされている方への励みとなり、健康長寿を続けられることにより、経済的な負担軽減にもつながる施策であると考えます。

しかしながら、実際のところ、介護サービスを利用していない方が大半であり、その中から表彰する対象者を選考することになりますと、その趣旨に沿っているかの審査等、公平・公正な選考を担保することは困難であることが考えられます。

市といたしましては、現在のところ、こうした表彰制度を創設する予定はございませんが、今後ますます高齢化が加速化し、介護保険制度の役割が増大していく中、健康長寿の実現につなげられるような取り組みについて、広く情報収集に努めるとともに、住みなれた地域で生き生きとした生活を過ごせるよう、引き続き高齢者施策の充実に取り組んでまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 ご質問の1番目、認知症対策の3点目、認知症サポーター小中学講

座の開催について、お答えいたします。

小中学校では、高齢者疑似体験、デイサービス施設への訪問、お年寄りを招いての昔の遊び体験や介護施設での職場体験など、総合的な学習の時間や生活科、中学校の職場体験において、子供たちが主体的に元気なお年寄りや介護の必要なお年寄りとの触れ合いに取り組んでいます。

小中学校とも認知症に限定した教育は行っていませんが、自分の家族に認知症の方がいる子供や、高齢化が進む中で、今後、家族の認知症と直面することになる子供も増加すると思われます。

また、中学生に対しては、災害時には、認知症の方を含めた高齢者など災害時要援護者となる方々のサポートができるような教育や訓練も必要であると認識しております。

こういったことから、本日、ご質問いただいた趣旨を学校にも伝え、認知症に関する学習の機会を奨励してまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 田畑議員の姉妹都市の提携についてのご質問にお答えをいたします。

若い世代から世界に視野を広げ、国際感覚を身につけることは、人材育成の面からしても重要なことであり、和歌山県の玄関都市としての特性を持つ岩出市としては、国際化は目指すべき方向の1つであると認識しております。

県内自治体で姉妹都市を提携しているのは、県が5件、12市町村で24件の計29件ありますが、自然や歴史などの共通項があることや、提携前から市民交流が進んでいるなど、提携に至るきっかけがあるようであります。

本市におきましては、昭和62年2月から、旧那賀郡6町の時代に、那賀郡町村会と南済州郡との姉妹交流において、農業技術の交流を深めてまいりましたが、平成17年の市町村合併を機会に脱会した経緯があります。

本市としては、将来的には姉妹都市の提携も視野に入れていくべきものであると考えておりますが、きっかけということで難しいものがありますので、当面は市民や市民団体の国際交流活動の動向を見守りながら、要望があれば支援を含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目については、市長公室長から答弁させます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 田畑議員の姉妹都市提携についての2点目にお答えいたします。

高等教育等で英語など外国語を学んだ職員は11名、ほかにも、現在、韓国語等の

外国語を学んでいる職員もおりますが、会話までできる職員となりますと、厳しい状況でございます。

現在、岩出市に住民票を置く外国人は295人おりまして、そのうち韓国が124人、中国が44人、あとはオーストラリア、フィリピン、アメリカ、イギリスということで、英語圏がほとんどでございます。

本年4月から11月までの8カ月間で、外国人の方が市民課などに来られたのは、述べ65人です。手続きへの対応等に特に問題はないことから、直ちに英会話などのできる職員を確保する必要はないと考えております。

今後、さまざまな分野での国際化に伴い、外国人の転入者や来庁者がふえることも想定できますので、外国人にわかりやすいように、課とか室などの外国語の表示、それから外国語のできる職員の確保、これについても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の認知症の件であります。ケアパスを今作成中で、その中にチェックリストも含まれておるというお答えでございました。大事なものは、何か症状が出て相談に来られて、それから、いろいろこれから対応していくというケースは非常に多いと思いますが、そのもっとも前に、特に、私なんかもだんだん高齢化になってきて、物忘れが物すごく多くなってきたと実感する日々なんですが、そういう人が老人性の、ただ単に物忘れなのか、それか認知の症状の初期なのかというのは、なかなかわかりづらい部分がありまして、当然、自分はそんなこと絶対かからないというふうに思っている方がほとんどやと思うんですが、そういったときに、1回ちょっとチェックしてみようかなというときに、簡単にできるシステム、また方法、それが今、私が提案している認知症簡易チェッカーなんです。

だから、市が今なさっていること、これは当然いろんなことで対応していく方々に対して大事な部分で、物すごく社会資源の活用についての情報提供とか、そういうものは物すごく大事なことで、それはそれで物すごく大事なんですが、もっと前段階で、簡単にすぐに対応できるものということで、今、各市町村が全国的に物すごく広がっています。11月だけで、例えば、チェッカーを使っている方の各市町村別の数字が全部出てまして、その中で認知度の高い順に、パーセントも全部一覧表があります。だから、一目瞭然になってくるんですね。それだけ、やっぱり住民の

方というのは、なかなか人に相談しにくいんですけども、やっぱり自分でちょっとやってみようかなという方は多いわけです。

そういうことで、私は導入を呼びかけているわけで、ケアパスはケアパスで十分素晴らしい機能を果たしていくとは思いますが、その前段階、もっともっと前段階で、経費も5万前後やと思います。物すごく安価でこの導入ができますので、だから、ぜひとも1回考えてもらえないかなということで質問をさせていただいております。

小中学校の件については、教育委員会のほうでおっしゃいましたように、やっぱりこれからは偏見で物を見ない。認知症というのは誰もがなる要素が高い疾患でありますから、そういう方々に対して、家族に対しても、やっぱり理解を進めていくような、そういう教育の土壌というか、そういう環境をつくっていただくのも非常に大事だと思ひまして、前向きに学校のほうにもそういう話をということで、今答弁いただきました。ぜひとも推進をしていただきたいと思います。

それと、2点目につきまして、健康寿命の方について、長い方について表彰という話なんですけど、確かに、答弁ありましたように、誰をどこで線引きするのかと非常に難しい部分がございます。

ただし、私が言っておるのは、健康寿命というのは1つのルールがありまして、介護保険を受けておられない自立されている方の年齢の寿命をはかったものなんです。例えば、奈良県、この間、視察に行ったときも、奈良県は、今現在、19位だけれども、1位に何とか健康寿命のトップの県になるということで、さまざまな施策を今やっている最中なんですということで、いろんな視察をさせていただきました。

この健康寿命に貢献をされているという意味で、例えば、極端に言うたら、80歳以上の健康寿命に貢献されている介護保険を受けておられない方というのは、非常に健康寿命の貢献者であるという意味で、表彰をしてさしあげてもいいんじゃないかな。例えば、これちょっと例悪いんですけど、車の保険でも、保険を使わなければどんどん安くなるんですね、保険というのは。号俸も上がってきます。だけど、保険はどんどん使えば使うほど、やっぱり保険料は高くなるんですね。

同じように、介護保険、わしら、一生懸命払ってるけど、健康が一番やけど、何か損みたいな気するなという人も中にはいらっしゃるかわかりません。やっぱりそういう方はそういう方で、非常に介護保険を使わないで、一生懸命みずからの健康管理をされて、努力されていることに対しては、やはりこれから医療費がどんどん高騰していく環境が待っているわけですから、そういう方にも貢献者として、賛嘆

さしあげても損はないのかなということで、ちょっと提案をさせていただいた次第でございます。

3点目に、市長のほうも、これから岩出市というのは、非常に大事な国際都市としても発展していかなければいけない使命がある都市なんだということで、前向きにこれからもやっていこうというご答弁いただきました。

確かに、岩出市に住んでおられる若い方々が、将来、岩出というところは、こうということで非常に海外ともつながっており、いろんな施策を前向きにやっていく、前進的な市であるということで、誇りに思っただけのような、そういう市になれたらなということで、少し提案をさせていただいた次第でございます。

また、これからいろんな市民の方々の要望等あれば、また私も市のほうに提言をこれから続けさせていただけたらなと思っております。

以上、ちょっと取りとめない再質問になりましたけれども、所感等あればお答え願いたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

高齢化が加速化し、それに伴って認知症の方も、今後ふえていくことが十分考えられるということでございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、今後の高齢者施策の中でも認知症施策というのは、非常に大切なことであるということにつきましては十分認識してございます。

その上で、今年度、認知症のケアパスを作成するということでご答弁をさせていただきました。この認知症ケアパスについてなんですが、議員のおっしゃられるとおり、認知症の早期発見、対応の1つとして、誰もが簡易で認知症がチェックできる機会、先ほどの認知症のチェッカーですかね、もそうであると思いますが、必要であるため、この認知症ケアパスの中においても、市ウェブサイト等を活用して、認知症の理解と相談機関等の情報とともに、認知症のチェックリストを掲載し、高齢者やご本人、ご家族等周囲の方が確認できるように、今後検討していきたいと、このように考えてございます。

それから、引き続き議員ご提言のチェッカーについても研究はさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、健康長寿の関係でございます。議員のお考えにつきましては、高齢者の方の日ごろの健康づくりや介護予防に対するご努力に感謝し、認めることで、自

身の励みとしていただき、さらに他の市民の健康意識の高揚に努め、ひいては医療費や介護給付費の削減につながるなど、市といたしましても十分理解し、共感するところでございますが、その方法論に関しては、いろいろあろうかと思います。今後、先進市などの事例も研究し、高齢者の健康増進と介護予防に向けて検討し、積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 再質問にお答えいたします。

認知症の方に直接接して対応するすべ、あるいは技術、そういったことを学ぶというのではなく、認知症を初めとする高齢者への理解を深めていくことが何よりも大切であると考えます。こういった観点での教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

国際交流という話で、先ほど市長のほうからも答弁いたしましたように、岩出市、和歌山県の玄関都市としての特性ということで、国際化は目指すべき方向の1つということで認識をしてございます。

ただ、今回、姉妹都市の提携ということでございましたので、例を挙げさせていただいたわけですが、自治体国際化協会というところが姉妹都市を希望する海外の自治体の情報を公表してございます。ただ、そこで公表されている自治体、どこでもいいというわけにはいきませんので、先ほど言いましたように、きっかけというものが大事になってきます。

今後、将来的には姉妹都市の提携ということも視野に入れながら考えていきたいと思っておりますけども、当面は市民や市民団体の国際交流活動の要望に応えていくということで考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 少し、私の健康法を皆さんにご紹介したいと思います。というのは、認知症に対して非常に効果のある健康法ということで、実はテレビで、蛭子能収という漫画家、ご存じだと思いますけども、あの方が、息子さんが、お父さん、おかしいと、最近。ということで、テレビの番組に出まして、2時間ぐらいの人間ドックで、頭先从足先まで全部調べる、そういうテレビの特番がありました。そこで調べてわかったことは、軽度の認知症であるということが発覚したんですね。

ドクターが、それに対して、予防はこれからできますよということでアドバイスしていました。1つは、運動あるそうなんです、そういう認知症の予防する運動というのが。例えば、右側は丸で、こっち側は縦とか、頭を混乱させていく運動というのはいいいそうなんです。

それがまず1つと、もう1つは、その医者が言ったのは、シソ油を1日、スプーン1杯飲んでくださいと。シソ油というのはエゴマ油とも言われまして、シソ科の植物の油だそうです。これは α リノレン酸という、そういう物質が含まれておりまして、これは青魚の油と同じDHAに変換できる油なんだそうです。このDHAというのは、認知症にかかっている方の脳細胞に非常に少なくなっている症状が認知症だそうです。だから、DHAというのは、若いときは体の中で自分でつくれるんですけども、年とってきますと、なかなか自分でつくれない。だから、外から入れてあげるということで、シソ油を1日、スプーン1杯、2グラム、入れてあげるだけで認知症の予防になりますよということで、テレビでアドバイスしていました。

私も、1年ぐらい前やったので、ずっと続けて毎日やってます。ただ、2グラム以上飲みますと、やっぱり体によくないということで、スプーン1杯でとどめていただきたいと。それを飲み過ぎますと前立腺がんになるおそれがあるという、そういうふうにアメリカの大学が発表しているそうです。1日、本当にそれだけのことで予防ができるのであれば、簡単なことです。それがまず1つです。シソ油、エゴマ油、これ同じことなんです。シソ油、もしくはエゴマ油、これスーパーで売ってますんでね。

それと、もう1つは、これ新聞に載ってましたけども、キノコ氷ってご存じないですか。キノコじゃなくてエノキ氷。これ新聞に載ってまして、私も、これ1年半ぐらい前からやっています、毎日。エノキ氷というのは、エノキというのは、当然かたい。皆さん食べられたら、そのまま出てくるぐらいかたい植物繊維になりますが、あれを加工します。まず加工するのは、ミキサーにかけまして、200ccぐらいの水と1房でどろどろにします。それを約40分ぐらい煮詰めます。そして煮詰めたものを製氷機に入れて氷にします。

1食に1個、食べるようにしていきますと、何がいいかといいますと、実は腸内細菌の餌になります、食物繊維は。腸内細菌というのは100兆あるそうなんです、その善玉の餌になりますので、善玉は何をつくるかといいますと、免疫細胞をつくるんです。免疫細胞というのは、皆さんご存じのように、がん細胞は白血球ではやっつけられません。NK細胞いいまして、ナチュラルキラー細胞というものでない

と、我々、体の中の大体3,000から4,000ぐらい、がん細胞、毎日できているそうなんです、それをやっつけているのがNK細胞だと。それは腸内で作っているそうなんです。腸内で作っているのが、善玉で作っていくんです。その環境をつくるのが、餌になるのが食物繊維だと。

だから、キノコキトサンというのが物すごく多く含まれているのがエノキなんです、それをやってみると、恐らく、皆さんの奥さんなんか便秘で苦しんでいらっしゃる方、20年、30年苦しんでいる方は完璧に治ります、すぐ。物すごく効果ありますから。私の家内は20年ほど苦しんでいました。それやりかけて1日2回ぐらい出てます。そのぐらい影響は物すごい。だから、腸内環境を変えるというのは、それだけ免疫細胞を多くしていくということで、免疫力つけていきますんで、特に高齢者は免疫力弱りますんで、そういうのも1つの一助になっていくということ。

そういうことで、いろいろ高齢者については、いい方法がいっぱいあるかもわかりません。そんなんも何かの機会で、また皆さんに知っていただいたらいいかなと。前にも、私、一般質問しましたが、そういう民間療法的なものも物すごく大事なものの、いっぱいあります。だから、自分の健康管理は自分で守っていくという、そういう仕組みをつくっていけば、何も薬に頼らなくても、できるだけ自分の自力で頑張っていけるような環境づくりができるんじゃないかなと。

そういうことで、ちょっと余計な話になりましたが、これから認知症であったりとか、高齢者の問題であったりとか、そういうこと、さまざまなところ辺も、市としても取り組んでいかなければいけないところ、たくさんありますので、我々もできる限り対応して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、議長のほうから一般質問に対する許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。いずれも市民にとって非常に重要な問題でありますので、市長の誠意ある答弁を求めておきたいと思います。

まず第1点であります、岩出市の財政に関してであります。

岩出市の歳入歳出において、毎年、剰余金が発生をしております。この状況は、反面、市民のニーズに応えていない面もあると考えております。本市の平成26年度一般会計決算で、市長は4,357万5,000円の黒字であるということを公表されました。

25年度も約3億円の黒字であるということでありました。

市は、口を開けると、今まで限られた予算の中で、最大限に常にとまってまいってきたのであります。ここ近年、この言葉はなく、市民の多様な要望に応じていくに変化をしてきておるのが実態であります。

現実には、この黒字額を効率よく運用していくことも、一面、非常に大切な市にとっての課題であると考えております。

そこで質問をさせていただきます。まず第1点、岩出市の現在の基金の残高は幾らあるのか。直近の一番新しい額で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思えます。

2番目に、この基金の運用について、どのような方針でされてきているのか。

さらに、次に、岩出市の指定の金融機関名はどこに指定をされているのか。

また、各市中銀行の預貯金額の残高について、現在、幾らあるのか、これも直近で結構ですので、現在の預貯金残高について、ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、この基金の問題については、流動資産としての基金の問題として低利であるという面が一面あります。これについては、長期国債への運用、転換をして、少なくとも高利のところに預けがえをするという考えは持っておられるのかどうか。

以上、ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

会計管理者。

○井神会計管理者　尾和議員ご質問の1番目の1点目、基金残高につきましては、11月末現在で、財政調整基金14億490万3,279円、教育施設建設基金1億5,882万8,387円、都市計画事業資金基金5億3,560万5,665円、ふるさと基金1億3,489万4,435円、減債基金11億8,274万9,048円、公共施設整備基金4億6,847万5,756円、総合庁舎建設基金10万4,394円、土地開発基金3億729万4,166円、地域福祉基金2億9,842万6,917円、中山間ふるさと・水と土保全基金1,049万203円、ごみ処理施設建設基金2億87万8,184円、国民健康保険事業運営基金90万円、介護給付費準備基金1億2,745万782円、下水道事業減債基金1,000万7,000円、根来公園墓地基金928万8,897円となっています。また、運用につきましては、ペイオフ対策として、借入額と元本保証額の範囲内での定期預金及び5年の国債、残りを普通預金で運用しております。

次に、2点目、指定金融機関につきましては、紀陽銀行です。

また、収納代理金融機関としましては、南都銀行岩出支店、紀の里農協、きのく

に信用金庫岩出支店、近畿労働金庫那賀支店、池田泉州銀行和歌山支店、三井住友銀行和歌山支店及びゆうちょ銀行です。

次に、３点目、基金の預け入れ残高につきましては、11月末でございますけども、紀陽銀行38億6,422万836円、紀の里農協１億3,962万3,113円、きのくに信用金庫２億615万2,069円、南都銀行1,000万円、近畿労働金庫１億2,000万円、ゆうちょ銀行1,000万円、国債が額面で５億円でございます。

なお、５年を超える国債につきましては、元本割れや市の財政状況などの面から現在も現在は考えておりません。

基金の総合計でございますけども、一般会計・特別会計の基金、合わせまして48億5,029万7,113円となっております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、岩出市の財政の中でも、特に基金の部類についてご答弁をいただきました。ここで長期国債については、５億円運用しているんだということであります。

ちなみに、大分県の国東市なんですが、国債を使った基金運用に取り組んだ結果、平成25年度に利回りが1.96％という実績を上げております。これに比例して、岩出市に置きかえると、国東市では129億あるんですけども、２億5,000万円の利息を出していると。約半分以下ですが、少なくとも１億円ぐらいの利ざやが、基金運用によって出てくるのではないかと。

ただ、財政調整基金の考えについては、現金がないと、いざというときに困りますから、そういうことに備えて、全て運用するということは難しい面もあると思うんですが、国債そのものについては、安全性とか流動性の確保というのが困難という理由で、今、ご答弁いただいたと思いますが、国債、国立市では、オーバーパー債権という、現在の株券価格、市場価格が額面金額を上回る債権であっても、債権購入日から満期までの運用期間全体の利息合計が償還差額を上回れば、それは元本割れにならないと。売却損失としても、利回りの高い債権の入れかえで、一括運用する基金の運用収益で償却すればいいという方針で運用されております。

そこで、岩出市において、今、基金残高総合計48億円あるんですが、その金額全てではありませんが、それをそういうような国債に転換をして、利息、利ざやを上げていくという形で取り組みするお考えがあるのかどうか、これについて質問をさせていただきます。

○井神議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再質問にお答えいたします。

基金を国債でもっと運用してはどうかということだと思いますけども、現在のところ、5億円を国債のほうで運用しています。今現在のところ、基金には使用目的等ございますので、流動性も必要な部分もございますので、これ以上のところは、今のところは考えてございません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市長ね、これご質問したいと思うんですが、担当者はそう言っておりますが、市長として、この運用のやり方についてのご答弁をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

現在の5億円国債、それで精いっぱいだと思います。というのは、年間通じて、10月ごろから資金不足に陥っております。その中で資金を運営して、3月末にそれを埋めているのが、今の現状であります。どうぞご理解。

○井神議長 これで、尾和議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、附属機関、岩出市にはいろいろ附属機関がありますが、行政は、常に法令を厳守すべきであると。すなわちコンプライアンスに従って運営しなければならないということで、これは大原則であります。市民は法を意識して生活をしていないのであります。大半は法と常識とが一致しているからであります。

しかし、行政の権限の根拠は行政法規であり、法規に書いていないことをやってはいけないのが原則であり、したがって、行政担当者は常に法令を意識する必要があります。さらに、行政の執行は形式的に法に適合すればいいのではなくて、実質的に市民の意思を反映して行わなければならない側面もあります。

これまでも岩出市では法令遵守上の問題が、次のように幾つかありました。例えば、短時間労働者の有給休暇が未支給であったり、職場における安全衛生法違反であったり、こういう問題が発生をして、ほかにも、もちろん存在をしております。市長判断だけで委員会を設置して報酬を払っていた問題、今回は岩出市の附属機関の相当数の委員会等が法令及び条例の根拠もなく設置され、市長が委員に対して条

例の根拠なく報酬を支払ってきているのではないかという点を指摘をしておきたいと思います。

附属機関は岩出市の組織の一部となるものであり、市長の私設応援団ではないわけであります。委員に対する報酬も公金からの支出であり、条例の根拠がなければ支払いは法令違反であります。市民による住民監査請求が行われれば、市長は、当然、相当額の賠償をしなければならない事態も発生することが予測されるのであります。

そこで、以下の質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点であります。現在ある組織において、設置されている附属機関はどのようなのか。2番目に報酬が支給されているものがあるのではないのか。3番目に、法令及び条例に抵触するものはないのか、あるのかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員のご質問にお答えいたします。

附属機関についての1点目と2点目を一括してお答えいたします。

附属機関につきましては、地方自治法で定められており、審査会や審議会等がございます。当市においては、長期総合計画審議会を初め23の附属機関を設置してございます。報酬の支給につきましては、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づくものであり、法令や条例に抵触しているものはないと考えてございます。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　岩出市の附属機関について、今ご答弁をいただきました。23機関あるんだということであります。そこで具体的にお聞きしたいと思うんですが、附属機関の規定については、今、総務部長がご答弁をいただきましたが、地方自治法第138条の4の第3項で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」ということになっております。いわゆる法律や条例の定めているところに、そういう機関を置くことができるんだということになっているのであります。

また、裁判所の判例でも、この規定でいう附属機関とは、行政機関の要請により、

行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そういう審査等は、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること。諮問とは、特定の事項について意見を述べることを指す、比較的広い範囲の概念であるということで、これは平成14年1月30日、埼玉地方裁判所で判例が出ております。

行政実例においても、さまざまな規定が設けられておりますが、今、23機関ということをおっしゃいましたが、例えば、私が、この前、議会事務局のほうに調査を依頼して、資料をいただいんですが、この中で、職員だけで構成しているものについては、これは該当外ということでもありますので、それと交差するところがあると思うんですが、疑問に思う点をちょっと申し上げますので、それについてお聞きをしたいと思います。

交通指導委員会、それから、暴力団追放推進協議会、公金等取扱調査会、公有財産等調整委員会、それから、ふるさと運動推進委員会、青少年育成委員会、民生委員推薦会、それから、差別事件処理委員会、それから、保健衛生事故調査会、ごみ分別冊子作成委員会、宅地開発等審査会、これらについての見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員、例として幾つかの組織をおっしゃっていただきましたけども、附属機関の定義については、先ほど、自治法に基づいたものの解説がありました。要綱等に基づいて設置されているものが、ご指摘の件かと存じます。その件につきまして、専門家であるとか、市の職員以外の外部の市民から参画しているところでもありますけども、意見を聴取する組織もありますけども、その意見を合意として意思表示はしていない、こういうふうな組織もございます。

したがって、それぞれの組織については、運営内容等を十分勘案した上での対応ということですので、附属機関という定義には該当しないと、このように考えてございます。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　私の見解と、今、部長の見解と違うんですが、逐条、地方自治法第6次

改訂版の中にこういう文書があります。執行機関の補助職員以外の外部の者の委員あるいは構成委員として加わる時には、それはもはや組織として理解されるべきであり、その設置については、附属機関として地方自治法第138条の4第3項の規定によって条例で定めなければならない。それから、行政事例、平成27年、ことしの1月19日ですが、附属機関たる性格を有するものは、臨時的のいかんを問わず、機関であっても条例によらなければ設置できないという見解があるわけであります。

そうしますと、今ご答弁をいただきましたが、そういうものではないという条例、法令に違反しないんだという見解であります。それについて再度そういう見解に基づいたことに対して、岩出市はどういう認識なのか、これも監査請求してやってくれということなのか、法的に争うということなのか、早急に是正をしていただければ、私も考えるところがあるんですが、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

裁判事例等、ご提示、今いただきました。それぞれ組織の運営状況により異なるのかと、このように考えておるわけです。そもそも運営する組織の性格、これは十分見きわめて判断する必要があるのではないかと、このように考えます。

したがいまして、それぞれの組織の運営内容等十分精査した上で、適切な対応をする必要があると、このように考えております。したがって、調査研究したいと、このように考えます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3項目め、移らせていただきます。

今、地方創生とか、いろいろな形で取り組みが政府のほうでされているんですが、その中の一環として、最近、特に各地方自治体で取り組まれている点が1点ありますので、岩出市においてもご検討していただきたいという点があります。

まず、固定資産税についてであります。

固定資産税というのは、一定の要件を満たすと減額されると。固定資産税というのは、言わずもがなであります。毎年1月1日に土地や家屋といった固定資産を有する人に、市町村が課する税金であります。固定資産税は、賦課課税制度といって、地方公共団体が自動的に税額を計算して、納税通知書を送って徴収をしていく

という制度であります。固定資産税に関して、今まで、いろんな形で新築住宅なり、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等については、一定の減額措置が設けられてきました。

ここで、私は、この固定資産税について質問したいのは、岩出市内で二世帯住宅あるいは三世帯同居の実態について、どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。二世帯住宅でも三世帯住宅でも、同一敷地内で住んでおられる場合は、それに該当するというような形で捉えることも可能でありますので、その内訳について、岩出市の実態をお聞きをしたいと思います。

それから、これらのケースに対して、これ、泉南市にあるんですが、泉南市が9月議会で、同居世帯に対して、固定資産税を3年間全額免除をするという制度を導入されました。私は、これらの措置というのは、今、じいちゃん、ばあちゃんとか、孫とか、三世帯同居の少ない家庭が非常に多くなって、核家族化して、先ほどから議論のありました老人の認知症対策も含めて、介護問題も含めて、非常に大切な課題ではないかなと思っております。

そこで、そういう世帯に対して固定資産税を減免していく、全額減免をしていく、3年間ですね。暫定条例であります。そういう制度をこれは国も奨励しているわけであります。そういう状況の中で、岩出市においても、そういう取り組みをすべきではないかというように考えておるんですが、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○井神議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の3点目の質問にお答えいたします。

二世帯及び三世帯同居の実態につきましては、固定資産税においては把握できませんが、平成22年の国勢調査の数値では、総世帯数1万9,529世帯のうち二世帯同居の世帯は8,878世帯、三世帯同居の世帯は1,167世帯となっております。

続いて、減免制度の導入はどうかについてでございますが、県外の一部の市町村では二世帯、三世帯同居の世帯への支援策として、新築住宅に対する減額措置をさらに減額する措置をとっておりますが、岩出市は、現在のところ、導入の予定はございません。

なお、県内9市においても、このような独自の減額措置をとっているところはありません。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 固定資産税の二世帯、三世帯住宅に対しての減免制度については考えてないと、非常に冷たい岩出市だなと、そのように考えております。

減額措置というのは、かつて日本の家族は、三世帯同居が普通でした。先ほども言いましたが、親の介護を子供夫婦が担い、いわば家庭内でのセーフティネットの役割を果たしてきたのであります。しかし、その後、核家族化が進行して、家族の構成員が少なくなっており、その流れで高齢者だけの世帯がどんどんふえてきております。さらに、ひとり暮らしの世帯が急激にふえているという側面もあります。誰が介護を担うのか。父母と子供の夫婦の良好な関係は、スープの冷めない距離という言葉で表現をされてきました。

父母の遺縁や孫との暮らしは、今やほとんど存在しないのが現実であります。岩出市においても、この現状を把握していただいて、和歌山県下で岩出市は人口がふえてきているとはいいますが、その人口増加は近隣の市からの流入であって、転入であって、これから10年、20年後を経過していきますと、全国の動向と同様、少子高齢化の中で直面するというのは目に見えております。

豊かに流れる時間、暮らし、潤いの時間を共有できるよう、今からでも私は遅くないと思うんですが。今、総務部長のほうから、二世帯住宅が国勢調査で8,800件余り、それから三世帯住宅で1,167世帯あるんだということでありました。ぜひ、この固定資産税の減免措置を契機に、少なくとも従来の住宅ではなくても、新築住宅に住まわれようとしている方について、そういう制度を導入できないものだろうか、私は強く思うのでありますが、従来の二世帯、三世帯については、それはそれで置いて、これから新しく岩出市に住居を構えられる二世帯、三世帯住宅に対しての固定資産税の減免を3年間猶予するという制度を利用して、多くの方が岩出市に住んでいただけるような財政的な支援を、経済的な支援をしていくことも、一面大切ではないかなと、そのように考えております。

また、それができないのであれば、例えば、二世帯で新築住宅の場合は2分の1とか、三世帯の住宅の場合は3年間、全額固定資産税の減免をするという制度の創設をぜひ市長初め取り組んでいただきたいと、そのことを質問して、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

質問の趣旨については、二世帯の新築の件でございましょうか。三世帯ということとで。

○尾和議員 今質問したのは、新築で三世帯、二世帯同居に住むという条件を課して、それを減免をしたかどうかという提案でした。

○佐伯総務部長 二世帯、三世帯ということですが、私どものほうで把握させていただいているのは、新築にということでございますと、二世帯住宅、三世帯住宅、この新築については、既に減免制度がございます。平成24年度で3件、二世帯住宅ですが、平成25年では1件、平成26年で1件ということです。三世帯の住宅については、それぞれなしということでございます。

減額する額については、居住部分にかかる固定資産税額の2分の1ということです。それから、一般住宅については、新たに固定資産が課されることになった年度から3年間の減額措置がございますということです。

それから、定義なんですけども、二世帯住宅を新築した場合、ご承知かと思いますが、玄関、台所、トイレなど、それぞれの利用上の構造で、今申し上げた2つ以上の構造物に設置されている新築住宅でございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私のちょっと認識不足で、新築でそういう場合についてはあるんだということなんで、私ちょっと、そのところは調べておりませんでしたので、これは条例に制定していると思うんですが、それはそれとして、できたら現在の二世帯、三世帯についても減免制度を考えないということなんでしょうけども、ひとつ検討をお願いしたいと、そのことを質問しておきます。

○井神議長 答弁はよろしいです。

○尾和議員 答弁はいいです。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開します。

休憩 (14時40分)

再開 (14時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 質問をさせていただきます。

4項目めではありますが、最近、いろんなところで物議を醸している問題であります。男女共同参画の中で、男女同権について質問させていただきたいと思います。

同性愛や性同一性障がいについて、東京都渋谷区で11月、同性カップルを公的にパートナーと認める制度を始めるなど、差別をなくする動きが進んできております。

岩出市の男女共同参画推進条例においても、第1条に、市、市民、事業者が、それぞれの責務を果たすことにより、男女共同参画社会を実現していこうという趣旨の内容の条例ができております。条例の推進に当たっては、市は男女共同参画推進に関する施策を作成して、実施しなければならないと、そういう理念のもとに現在あると思うんですが、そこにおいて、男女共同参画の担当者では、庁内各部局に対して、条例の趣旨、理念、常々どのように普及啓発してきているのか、市の具体的な取り組みをまずお聞きをしたいと思います。

それから、次に、市が持つ全ての公文書に関して、問題についてであります。継承してほしいという面を含めて、今回は実印の印鑑証明書の性別表示に関して、これについて必要ではないのではないかという、各地方の自治体で取り組みがされております。岩出市においても、この実印の印鑑証明書、性別表記の欄については削除していくべきではないかと、そのように考えるものであります。市の答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 本市におきましては、男女共同参画社会基本法に基づきまして、岩出市男女共同参画プランを策定し、男女が性別にかかわらず、個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できるまちの実現を目指し、具体的には、市民の皆様方に親しんでいただける講座の開催や子育て支援、あらゆる暴力の根絶などの取り組みを進めるとともに、市民との協働といたしまして、ボランティアの方々を募集いたしまして、街頭啓発や啓発リーフレット等の作成・配布等、地域に密着した啓発活動を行っているところでございます。引き続き、啓発を中心とした活動に取り組んでまいります。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番、男女同権についての2点目、実印の印鑑証

明書に男女の表示は必要かについて、お答えいたします。

印鑑登録証明書は、岩出市印鑑条例第13条の規定により、印鑑票に登録されている印影の写し、氏名、生年月日、男女の別、住所などを記載するものとしております。印鑑登録証明書は、本人確認を要する業種、また、契約に絡むことも多く、名前だけで男女の区別ができない方もおられ、性別記載という合理的な区別をなくしてしまうと困る方も存在するおそれがあり、男女の表示をなくすなど見直す考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、男女同権に絡んで、実印の印鑑証明書、男女の区別は必要でないんじゃないかという質問をさせていただきましたが、男女の区別は必要であるということでありました。セクシャルマイノリティーの人権施策については、性同一性障がいや同性愛の方々の存在や当事者の生きづらさについての理解を深めて、差別意識をなくして、人権意識や合理的配慮を培養するよう取り組みを行っていつているのが実態であります。

ことし、電通のダイバーシティ・ラボが行った7万人対象の調査では、体と性が一致して恋愛対象が異性である人の比率は7.6%という結果を報告されております。クラスに2人や3人は性自認や性的思考に何らかの悩みを抱えているといってもおかしくないということでありました。

岡山大学病院の中塚教授によると、患者を対象に行った調査では、対象者全体の59%が自殺を考え、29%が実際に自殺未遂や自傷行為を行っていたということでありました。28%が不登校の経験があるという結果も出されております。我々は、一概に男女同権について語る場合に、その人の立場に立って物事を考えていくということが大切であろうと思うのであります。

男女共同参画社会の中で、今、啓発に重点を置いておりますが、具体的には、市の幹部職員を女性の課長級を何%にこなさいとか、国自体が、そういう各企業や自治体での女性の比率あるいは審議会での女性の比率をふやこなさいという方針であります。現実的には、それが実現していないのが実態であります。

私が今回質問している事項について申しますと、この人間社会において、多様性を認め合う、少数差を尊重できる社会、この社会をいかにつくり出していくかという1つの取り組みとして、岩出市の各公文書において男女の個別の必要のない箇所については削除していく、訂正をしていくということも1つの取り組みであろうと、

私は考えております。

これは高松市議会の市民生活局長が14日の市議会の一般質問の答弁で、印鑑の正当性を保証するのに必ずしも必要とは考えていないと。削除に向けて検討を進めたという答弁をされております。

岩出市においても、この印鑑登録証明書は、本人みずから持つものであって、男女の表示については必要ないというふうに私は思っておりますので、これについて再度検討していただいて、それ以外の男女の表示についても、必要のないところについては削除していくと。公文書において削除していくという取り組みをぜひしていただきたいと、かように考えているんですが、市の答弁を再度求めたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の印鑑証明書の件でございます。

先ほども答弁させていただきましたように、男女別の表示をなくす考えはございません。

この条例についてでございますけど、総務省から印鑑の登録及び証明に関する事務の通達がございます。そこで印鑑登録証明書事務処理要領に基づきやっております、それに準拠したものとなっております。したがって、先ほど申し上げたように、やはり名前だけで男女の区別ができない方もおられるということもございますので、現在のところ、考えはございません。

それから、あと、公文書全般についての男女別の見直しの件でございます。これについても、先ほど申し上げたように、やはり書類の提出部署によって、その名前だけで判断できない男女別の区別が必要なことも考えられますので、見直す考えはございませんが、他市の動向も十分注視してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これ、男女同権に対する市の見解と全然違うんですが、認識の違いかな。カミングアウトされている立場に立って物事を見る、そういう姿勢ではないかと、そのように思っております。

つけ加えて言いますと、高松市では、2005年ごろから多くの書類から性別欄を削除してきておるんですね、実際でも。必要なところについては、それは必要でしょ

うけども、必要でないところについては、これはなくしていこうという基本姿勢がうかがえて、今回の高松市における局長の答弁につながっているのかなと思うんですが、同性愛者に対する、最後になりますが、市の見解をちょっとお聞きをしたいんですが、他の市町議会においても物議を醸しておりますが、市長については、この見解についてどのようなご所見なのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長　市長公室長。

○湯川市長公室長　東京の渋谷区とか世田谷区で同性のパートナーシップ証明書、発行されてございます。これにつきましては、ダイバーシティということで配慮したという点では、今まで悩んでこられた方々には明るい一報というふうに思われます。

ただ、この証明書は婚姻届を提出した夫婦間に与えられる権利を同じように与えられるものではありません。民間のほうでは、携帯電話の会社の家族サービスとか、生命保険による取り扱い、変化があったと報道されておりますけども、ほかの部分においては、婚姻関係と同等の権利を得るものではありません。憲法の第24条では、同性間の婚姻が認められていないということから、権利行使が不可能なことがございます。

1自治体の条例によります証明書や適用範囲、また離別による場合など、証明書の拘束力や民間の活用範囲についても、まだ不明な部分が残っていることから、この点について、岩出市において直ちに適用することは考えておりませんけども、マイノリティーということの問題につきましては、現在も男女共同参画分野においても課題化されてきてございますので、平成28年度におきまして、男女共同参画プランの見直しを行います。その中で検討してまいりたいと考えてございます。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、5項目めの質問をさせていただきます。

この5番目の質問についてですが、労働安全衛生に関してであります。今回、労働安全衛生法の改正に伴って、改正案におけるメンタルヘルス対策強化の大きなポイント点が3点出されました。

第1点は、50名以上の事業所について全従業員のストレスチェックの実施、それから2番目に、高ストレス状態かつ申し出を行った従業員への医師の面接、それから医師面接後、医師の意見を聞いた上で、必要に応じた就業上の措置、なお行政と

しての報告として、会社はストレスチェックや面接指導の実施状況として、以下の4点を1年に1回、労働基準監督署に報告しなければならないというようにうたわれております。

まず第1点は、ストレスチェックの実施時期、それからストレスチェックの対象人員、ストレスチェックの受検人員、面接指導の実施人数、職場において最も重要なのは、楽しく仕事ができる環境であります。もちろん風通しのよい職場、ストレスのないことが求められるのは当然でありますし、それによって市民サービスに寄与できるものと私は考えております。

岩出市役所内の職員の皆さんに対して、實際上、どういう施策をとっていくのか、今後、市としての取り組みが問われるわけではありますが、その中で安全であるそのためにも、産業医の活用というのは非常に大切であります。産業医の実態、活動内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、このストレスチェックの実施について、どのような方向で実施をしていこうとしているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　労働安全についての1点目にお答えいたします。

産業医の職務につきましては、平成27年9月議会の質疑でもご答弁させていただきましたが、職場巡視、職員健康診断結果に基づく健康相談・保健指導、岩出市衛生委員会の委員として衛生委員会に出席をいただき、意見及び助言をいただいております。

2点目につきましては、労働安全衛生法が改正され、ことし12月から毎年1回、検査を実施することが義務づけられたことから、現在、準備を進めているところでございます。予定といたしましては、平成28年7月の職員健康診断と同時期にストレスチェックを行い、その後、結果に基づく面接を計画してございます。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これは市役所職員、自治労の資料等を見ますと、日本、今、この制度がなぜ導入されたかということなのですが、日本は自殺者が非常に多い国と言われております。依然として、2014年には2万5,000人を超える人が自殺をして亡くなっております。このうち企業などで約3割がそれに該当する、いわゆる7,500人の方がみずから命を落としていると。これは地方自治体を含めて、全ての自殺者数であ

りますので、これに隠れて、なお影響あるのは、これの3倍余りが自殺ではないかと。7万人から8万人が自殺をしているというのが実態であります。

警察庁の統計等を見ると、実際に自殺をした数字は2万5,000人余りということですが、それに加えて、そういう実態にあるということを深刻に受けとめて、この取り組みがされるということでもあります。

岩出市においては、来年の7月に実施をされるということですが、その中で、まず第1点、注意しておかなければならないのは、チェックをした後、医師に事務担当者が直接それを公開しないでくれということになれば、産業医どまりであるということのをこれは肝に銘じてほしいと思うんですが、チェックをした後、異常が出てきたということになりますと、直ですね、仕事上にも影響が出てくるといふこともありますので、その点については十分注意が必要であると、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、産業医の活用についてですが、私が情報公開条例に基づいて請求した資料によりますと、産業医は、毎月1回、少なくとも1回、職場を巡視しなければならないということになっておるんですが、毎月実施をしているのかと疑わざるを得ないことがあります。

また、安全衛生法第11条では、衛生管理者は、少なくとも毎週1回、作業等を巡回して設備作業方法、また衛生状態に有害なおそれがあるときに、直ちに労働者の健康障がい防止のために必要な措置を講じなければならないと。また、その権限を与えなさいということがあるんですが、実際、衛生管理者がこの業務をしているのかどうか、2番目にお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生法の中で、産業医と歯科医師の問題もあるんですが、歯科医、いわゆる歯医者さんですね、これについての実態を実際やっているのかどうか、安全衛生法第14条の4項で、歯科医師についての規定もあるんですが、これを行っているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目についてでございます。ストレスチェックの結果の公表ということでございます。ストレスチェックシートをしていただいて、その結果の判定については、和歌山県民総合健診センターで行う予定としています。結果通知については、本人及び人事担当者に送付されることとなっております。

それから、2点目でございますけども、産業医の活動についてでございます。

27年度の産業医の活動状況を申し上げますと、平成27年5月27日に衛生委員会を開催し、熱中症対策等についての審議をいたしました。それから、27年7月23日に同委員会を開催し、ストレスチェックについて、産業医から詳細の説明を受けて勉強会を開きました。それから、同年10月の8日に職員の健康診断の結果に基づく個別診断を実施いたしました。同年10月22日、同じく2日目の個別診断を実施いたしました。それから、11月5日、これも同じく個別診断を実施した。計3回に分けて個別診断を実施したところであります。それから、今後の予定としては、28年の1月に衛生委員会を開く予定としております。

それから、議員おっしゃったように、歯科健診でございますが、これは実施しておりません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長が答弁されましたが、ストレスチェックを実施した後については、事務担当者に通知をするということですが、ここでは実施をして、労働者にその結果を通知しますと。ここまでは普通の健診の流れと同様ですが、安全衛生法の健診の場合は、医師から事業者に健診の結果がそのまま行くのですが、ストレスチェックの場合は、直接行ってはいけなくて、同意がないと事業者には通知できないという流れになっていることはご存じやと思うんですね。こういう点から、今のご答弁については問題がありますので、訂正をしていただきたいと思います。

それから、産業医の件ですが、今答弁されたのは、安全衛生委員会に出てますよということだけであって、職場を巡視しなさいということをも月1回決めているわけですね。それをやっているのかどうかということを確認をしたわけですが、それについてはご答弁がなかったので、巡視をしてないんだなと私はそのように理解しているんですが、その点について再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、歯科医師の問題については、今やってないということですが、これについては、今後どうされるのか、これについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目のストレスチェックシートの件でございます。集団分析をするため

に職場に送付されると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、２点目の職場巡視についてでございますけども、職場巡視は毎月実施しております。その中で改善を要する箇所がありましたら、その部分は速やかに改修をしてございます。

それから、歯科の関係については、今後、衛生委員会のほうで検討してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の５番目の質問を終わります。

引き続きまして、６番目の質問をお願いします。

○尾和議員　それでは、６番目の質問をさせていただきます。

岩出市において、全て地籍の国勢調査が完了したということをこの議会でも報告がありました。過去にも、岩出市所有の財産について明確にすべきであると、私は申し上げてきております。当然、嘱託登記において、民間と公共用地の境界も明示されていると私は理解をしております。しかし、一部、不明確な場所があるんじゃないかということで、市民の中からご指摘がありましたので、それについて質問をさせていただきますと思います。

まず第１点は、市の見解をお聞きをしたいと思うんですが、地籍において明確にされてきているのかどうか。

それから２点目は、岩出市内で無番地の箇所があるんじゃないかと。

それから３番目ですが、隣接市、いわゆる和歌山市と紀の川市の境界について、不明確な点が存在をしないかということでもあります。これについては、国の告示行為と異なる地番の移動があるんじゃないかというご指摘なんですけども、岩出市のご見解をまずお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの６番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　地籍調査事業は、平成２６年度で調査対象地域全域の調査が完了しています。

議員ご質問の隣接市との境界に接する土地についても全て調査を行っており、土地の権利者等の立ち会いのもと、土地の全ての境界を明確にしています。

また、無番地の箇所はあるのかどうかについても、無番地はありません。

○井神議長　総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員ご質問の６番目の隣接市との境界についての３点目、曖昧

な市境及び告示行為と異なる番地移動があるのではないのかについて、お答えいたします。

曖昧な市境ということですが、船戸山周辺において和歌山市との境界は、地籍調査の成果により法務局に登録されておりますので、確定済みでございます。

また、昭和31年の町村の廃置分合につきましては、告示どおりでございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。無番地もなければ、岩出市の地籍については、全て明確であるという答弁でありました。そこでお聞きをしたいのは、昭和31年9月30日の町村合併で行政界が確定をしております。この当時、和歌山県知事の小野真次、内閣総理大臣・鳩山一郎、告示の字東山1108から字岩ノ谷1116番に岩出町を置くということで、この大字で上三毛の部分で、現在不明ではないのかということであります。

その後、昭和31年9月30日告示以降、変更の届け出は岩出市はしてきたのか、これについて再度、お聞きをしたいと思います。

この問題については、岩出市と和歌山市との境界で、字北原1110から1110のうち2号、1110の3から1110の6、1110のうち3から1110のうちの7番目、それから1111、1112、1114、第2、1114のうち1号、1115号、この岩出町大字上三毛の番地が、すこっと船戸の山のところに移動しているというように聞いております。従来あったところが、現在、無番地となっているということのご指摘なんですけども、そういうこともないということでしょうか、再度ご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、土地の移動なんですけど、土地の移動はもちろんできないために移動しておりませんし、そのような調査を行っておりません。

それと地籍調査におきましては、法務局に備えつけの登記簿謄本に基づき、関係者の立ち会いのもと行っておりますので、適正であると考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 地籍は移動できない、これは当然なことなんですけども、法務局の総務課長補佐の話によると、昭和31年、岩出町が4カ村協議で、第12項によると、合併

後の大字はそのまま移管して、しかし、小倉村大字上三毛、字船戸については、岩出町大字船戸とすると。よって、岩出町に属する小字は字北原であり、それ以外においても岩出町上三毛、字岩ノ谷、字長谷、字ワヤとすべきであるというご意見があるんですが、これについてもそういうことはないというように理解してよろしいでしょうか。

○井神議長 再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ご質問のとおり、問題があるとの問い合わせがございました。それで、その関係者と法務局、市職員の3者で話し合いを行い、問題があると思われる地番を具体的に示していただき、調査当時の記録を調べたところ、地籍調査に問題がなく、その旨を回答させていただいています。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、もうしばらくご辛抱いただきたいと思います。

まず、最後の問題について質問をさせていただきます。

堀口プール（市民プール）で事故が発生して、9月議会においても質問をしました。

まず第1点は、9月16日以降について経過はどうなっているのか。

それから、2点目は、問題点や課題について、今後の対策を含め、現在、調査検討中であると答弁をいただきました。その後、3カ月が経過をしております。どのように集約されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3点目は、第三者委員会の設置については、考えてないということでしたが、その考えについては変わらないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の7番目、市民プールでの事故について、一括してお答えいたします。

まず、9月16日以降の経過につきましては、ご家族の方々と話し合いをしてございます。話し合いでは、今回の事故における市側の問題点や瑕疵等も踏まえ、話し合いで解決すべく、ご遺族の気持ちに寄り添い、できるだけ誠意ある対応をしてい

くことを基本に、継続して、ご遺族と現在協議しているところであります。

次に、問題点や課題につきましては、この事故が起こった直接的な原因として、市側の瑕疵は、監視員は、本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや大プールに入った瞬間を見ていなかったということでございます。こういった反省点を踏まえ、これらを安全管理マニュアルに反映するとともに、マニュアルに記載した事故については、確実に実行していくこととしてございます。

なお、ご質問の第三者委員会につきましては、9月にお答えしたとおり、設置する考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5歳の男児の子供さんが亡くなられるという重大な事故についてであります。1人の命というのは、地球よりも重いと言われるぐらい大切な命であります。我々は、このような状況の中で、岩出市が、今後どうしていくのかということが求められると思うんですが、具体的に、今後どうしていくのか、ここら辺について、現在まとめられている点があれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

現在まとめられている点についてということでもありますけれども、中心的な課題、これは先ほども言いましたように、監視員が見ていなかった等、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、その他の課題とか問題点につきましては、新しい安全管理マニュアルにおいて、再発防止のために、そこに反映させて改善を図っていくことにしております。

これにつきましては、より安全性を高めるため、また客観性を高めるために、現在、市役所内において、各部局で検討をしていただいておりますところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この事故そのものについてもそうなんですが、私は、日常的に冷やり災害、我々が民間で働いているときには冷やり災害、小さな災害あっても大きな事故につながるんだということで、常に冷やり災害を職場で上げていくと。それを一つ一つ潰していくということを繰り返し繰り返し、毎日のようにやってきた記憶があ

ります。ちょっとしたことが、重大災害を生むということで、取り返しのつかないことにつながるということを、私は肝に銘じていただきたいと思います。今、ご答弁をいただきましたが、市に瑕疵があるのかどうか、これについては明確ではありませんでした。市の瑕疵、当初、市には、新聞報道によりますと、問題はなかったということではありますが、市の瑕疵についても、今回は認識をされているということで理解していいのか、お聞きをしておきたいと思います。

「・・・（通告外の発言）・・・」

○井神議長 この市民プールの事故とは関係ありませんから、それは次の機会にお願いいたします。

○尾和議員 それでは、こういう実態の中で、岩出市として、議長は私の発言をとめますが、認識を新たにさせていただいて、こういうことが起きない、責任を十分に理解していただきたいと。

もう1点は、市長の行政報告で、この件について一言も触れないということは、私は責任逃れじゃないかと思うんですが、教育長と市長のご見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 今回の事故につきましては、忘れてはならない教訓として、再発防止に努めることが教育委員会の重大な責務として考え、現在、対策を進めているところでございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えします。

本来なら吉本議員に先にお答えするところでございましたが、今回になりましたので、ひとつご容赦をお願いいたします。

今回の事故は、市の施設で起こった死亡事故であること、及び本児が本市保育所の園児であるということを重く受けとめており、亡くなられた男児のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さんには心からお悔やみを申し上げます。

ご家族の気持ちに寄り添い、誠意を持って話し合いで解決するよう、教育委員会に対し指示をしているところであります。

また、平成28年度の市民プールの運営につきましては、教育委員会全体でも厳し

い場合には、全庁体制で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長　異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、11月30日に招集され、議員皆様方には、本日までの17日間にわたる日程にもかかわらず、提案されました条例の制定及び一部改正案のほか補正予算案等重要案件について、慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましてもご理解とご協力を賜りまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、年内も10日余りを残すところになりましたが、議員の皆様方並びに理事者各位におかれましては、年末年始、何かとご多用と存じますが、特に、健康に留意され、ますますご活躍くださいますよう、そして、平成28年が輝かしい年でありますよう、心から祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成27年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

（15時45分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成 27 年 12 月 16 日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 増田 浩二

署名議員 尾和 弘一